

始



0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 18 8 0 1 2 3 4 5

特230

341

園藝叢書（統制編）

兵庫縣園藝會

各地園藝家に定評ある

関西一の生花市場

毎月二回市況報を発刊す

特320
341

神戸高級株式生花市場

神戸市湊東区楠町二丁目一七五
電話元町④三六〇四番
振替神戸一九八五番

同六甲分工場

毎日午後二時開市
定休(七)
毎月二十一日

株式會社 神戸園藝市場
神戸市湊東区楠町三丁目一七一
電話元町④三九四六番
振替神戸二五六〇八番

關西で!!!

切花業者の一番多く集る市場は、取扱至極公平にして親切且信用ある

地方出荷
大歓迎!



(説明…上下…昭和16年9月23日—25日・神戸市三宮大丸)
(ニテ開催ノ本會主催空間地利利用園芸品評會出品物ノ一部)



目 次

一、青果物配給統制	(一)
(一) 青果物配給統制規則	(一)
(二) 關係告示、要項、通牒	(四)
(1) 農林大臣指定青果物ノ種類	(四)
(2) 農林大臣指定消費地域、荷受機關及市場	(四)
(3) 規則第十條第七號ノ規定ニ依ル農林大臣ノ指定	(四)
(4) 知事指定出荷地區、出荷團體及青果物	(四)
(5) 兵庫縣青果物配給統制委員會規程	(四)
(6) 振賣許可取扱要項	(四)
(7) 指定團體長宛經濟部長通牒	(四)
(三) 青果物配給統制規則解說	(二)
二、諸類配給統制	(二)
(一) 諸類配給統制規則	(四)
(二) 關係縣令、告示、要項、通牒	(四)
(1) 兵庫縣諸類檢查規則(抄錄)	(三)
(2) 諸類配給統制規則施行細則	(三)
(3) 同 右 (取扱方針)	(三)

(4) 農林大臣指定地域及配給機關(抄錄).....

三、最 高 販 賣 價 格

(三)
(四)

- (一) 蔬菜及果實類.....
(二) 甘藷及馬鈴薯(抄錄).....
(三) 果樹類苗木及砧木.....
(四) 生花切花及枝物類.....

(三)
(四)

- (五) 蔬菜種子.....
(六) 花卉球根及花卉類苗.....
(七) 花卉球根及花卉類苗特別種.....
(八) 花卉種子.....

(三)
(四)

- (九) 空閑地利用指導者養成講習會に就て.....
(十) 昭和十六年秋季園藝品評會成績.....

(三)
(四)

四、本 會 の 事 業

(三)
(四)

- (十一) 老廢果樹並花卉類其ノ他ノ轉作及跡作ニ付テ.....
(十二) 蔬菜果實の簡易加工法.....
(十三) 葉牡丹の栽培.....

(三)
(四)

- 五、其 他
- 立石恒四郎：(充)
縣立園藝試作場
武田繁人：(三)
大會員名簿.....

(三)
(四)

園 藝 葵 書 の 發 刊

支那事變を戰ふこと茲に五年、しかも東亞共榮圈の完遂、世界新秩序建設の大難局打開に敢然力闘しつゝある現下の我國は實に前古未曾有の大國難であるは言ふまでもありません。時代は將に疾風怒濤であり、しかもこの大試練を突破するには國家といはず、個人といはず、その精神、肉體、生活の總てを擧げて新體制化せねばならぬことも亦當然であります。要するにその目的達成のために戦争に勝たねばならぬのであります。

即ち臨戰態勢下一億國民は政府と一體化し國策の強化に挺身し國家を中権にその手足となり、要請一下、これに應ふる覺悟が必要であります。この組織化と能率發揚の爲にあらゆる部面に統制が強化されてゐると思ふのであります。

兵庫之園藝も去る五月號をもつて一應廢刊とし、今回園藝叢書(統制篇)を刊行するに至りましたのも全く國策協力の趣意に外無いのであります。しかも協力には先づ認識の必要なることはいふまでもありません。吾等は職域奉公、臣道實踐の赤誠を盡すため今後も隨時この種刊行物を發行し園藝報國の實を擧げんとするものであります。諸事統制下にありとはいへ神は自ら助くる者を助くの諺は古も今も變りは無いのであります。各位の一層の發展と幸福とを祈ると共にこの上とも御援助と御鞭撻とを冀ふ次第であります。(SK生)

一、青果物配給統制

(一) 青果物配給統制規則

(昭和十六年八月八日)

- 第一條 生活必需物資統制令ニ依ル青果物ノ配給統制ニ付テハ別ニ定ムルモノヲ除クノ外本則ノ定ムル所ニ依ル
- 第二條 本則ニ於テ青果物トハ蔬菜類及果實ニシテ生鮮ナルモノヲ謂フ
- 第三條 農林大臣青果物ノ需給調制上必要アリト認ムルトキハ青果物ノ種類ヲ定メ帝國農會ニ對シ當該青果物ノ出荷先、出荷數量、出荷時期、出荷方法其ノ他出荷ニ關シ必要ナル計畫ヲ定ムベキコトヲ命ズルコトアルベシ
- 帝國農會前項ノ規定ニ依ル命令ヲ受ケタルトキハ同項ノ計畫ニ付農林大臣ノ承認ヲ受クベシ
- 第四條 帝國農會前條第二項ノ承認ヲ受ケタルトキハ當該計畫ニ基キ關係道府縣農會ニ對シ必要ナル指示ヲ爲スベシ
道府縣農會ノ前項指示ヲ受ケタルトキハ其ノ指示ニ基キ當該青果物ノ出荷先、出荷數量、出荷時期、出荷方法其ノ他出荷ニ關シ必要ナル計畫ヲ定メ地方長官ノ承認ヲ受クベシ
地方長官前項ノ承認ヲ爲シタルトキハ其ノ旨ヲ公示ス
- 第五條 道府縣農會前條第二項ノ承認ヲ受ケタルトキハ當該計畫ニ基キ關係出荷團體ニ對シ必要ナル指圖ヲ爲スベシ
出荷團體前項ノ指圖ヲ受ケタルトキハ之ニ從フベシ
- 第六條 地方長官當該道府縣ニ於ケル青果物ノ需給調整上特に必要アリト認ムルトキハ青果物ノ種類ヲ定メ道府縣農會ニ對シ當該青果物ノ出荷先、出荷數量、出荷時期、出荷方法其ノ他出荷ニ關シ必要ナル計畫ヲ定ムベキコトヲ命ズルコトヲ得
第三條第二項、第四條第三項及第五條ノ規定ハ前項ノ規定ニ依ル命令アリタル場合ニ之ヲ準用ス但シ第三條第二項中農林大臣トアルハ地方長官トス
- 第七條 農林大臣ノ指定シタル青果物ハ左ニ掲グル場合ヲ除クノ外青果物ノ種類毎ニ地方長官ノ指定シタル地區ニ付地方長官ノ指定シタル出荷團體ニ非ザレバ之ヲ當該地區ヨリ出荷スルコトヲ得ズ
一 地方長官ノ許可ヲ受ケタル者ガ其ノ指定シタル數量ノ範圍内ニ於テ出荷スル場合

二 一日正味八貫ヲ超エザル數量ノ青果物ヲ出荷スル場合

三 第九條第一項ノ規定ニ依ル命令ヲ受ケタル者ガ同條第二項ノ規定ニ依リ買受ケタル青果物ヲ出荷スル場合

四 特別ノ事情ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合

第八條 地方長官第四條第二項又ハ第六條第一項ノ計畫ノ實施上必要アリト認ムルトキハ市農會又ハ町村農會ニ對シ其ノ會員ノ關係出荷團體ニ對スル當該青果物ノ供出ニ關シ必要ナル統制ヲ爲スベキコトヲ命ズルコトヲ得

第九條 農林大臣青果物ノ配給統制上特ニ必要アリト認ムルトキハ其ノ定ムル資格ヲ有スル者ニ對シ買入ヲ爲スベキ青果物ノ種類、數量、買入期間其ノ他買入ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトアルベシ

青果物ノ生産者若ハ販賣ノ目的ヲ以テ青果物ヲ占有スル者又ハ此等ノ者ノ團體ハ其ノ所有シ又ハ占有スル當該青果物ニ付前項ノ規定ニ依ル命令ヲ受ケタル者ヨリ價格等統制令第七條ノ規定ニ依リ定ムル最高販賣價格ニ依ル買入ノ申込アリタルトキハ其ノ申込ニ應ジ之ヲ賣渡スペシ

第十條 農林大臣ノ指定シタル地域(以下指定消費地域ト稱ス)内ニ青果物ヲ搬入スル者又ハ指定消費地域内ニ於テ生産セラレタル青果物ヲ販賣スル者ハ左ニ掲タル場合ヲ除クノ外其ノ搬入シ又ハ販賣スル青果物ヲ當該指定消費地域ニ付農林大臣ノ指定シタル荷受機關(以下指定荷受機關ト稱ス)以外ノ者

ニ販賣シ又ハ販賣ノ委託ヲ爲スコトヲ得ズ

一 第七條第一號ノ許可ヲ受ケタル者ガ當該地方長官ノ指定シタル數量ノ範圍内ニ於テ搬入シタル青果物ヲ販賣スル場合

二 當該指定消費地域ノ地方長官ノ許可ヲ受ケタル者ガ其ノ指定シタル數量ノ範圍内ニ於テ販賣スル場合

三 青果物ノ生産者ガ出荷團體ニ販賣シ又ハ販賣ノ委託ヲ爲ス場合

四 當該指定消費地域ノ指定荷受機關ヨリ買受ケタル青果物ヲ販賣スル場合

五 一日正味五貫ヲ超エザル數量ノ青果物ヲ販賣スル場合

六 特別ノ事情ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合

七 其ノ他農林大臣ノ指定シタル場合

第十一條 指定荷受機關ハ其ノ取扱フ青果物ノ配給計畫ヲ定メ農林大臣ノ承認ヲ受クベシ

農林大臣青果物ノ配給統制上特ニ必要アリト認ムルトキハ指定荷受機關ニ對シ青果物ノ配給先、配給數量、配給時期、配給方法其ノ他配給ニ關シ一般的ニ必要ナル事項ヲ命ジ又ハ一般的ニ數量、時期其ノ他必要ナル事項ヲ定メ青果物ノ寄託若ハ保有ヲ命ズルコトアルベシ

第十二條 指定荷受機關ハ左ニ掲タル場合ヲ除クノ外當該指定消費地域ニ付農林大臣ノ指定シタル市場(以下指定市場ト稱ス)

ケ搬出ヲ爲スコトヲ得ル者ヲ指定スルコトアルベシ
第十六條 前條第一項ノ許可ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲タル事項ヲ記載シタル申請書ヲ農林大臣ニ提出スペシ
一 種類及數量
二 仕向地及仕向港又ハ仕向驛
三 積出港又ハ積出驛
四 搬出時期

前條第一項ノ許可ヲ受ケタル者前項第二號乃至第四號ニ掲タル事項ヲ變更セントスルトキハ豫メ之ヲ農林大臣ニ届出ヅベシ
第十七條 農林大臣又ハ地方長官青果物ノ配給統制上特ニ必要アリト認ムルトキハ左ニ掲タル者又ハ其ノ團體ニ對シ青果物ノ讓渡、讓受、寄託、保有、移動、保管、使用又ハ消費ニ關シ一般的ニ必要ナル事項ヲ命ジ又ハ制限若ハ禁止ヲ爲スコトヲ得

一 青果物ノ生産ヲ爲ス者
二 青果物ノ販賣又ハ販賣ノ委託ヲ爲ス者
三 業務上青果物ノ使用又ハ消費ヲ爲ス者
四 青果物ノ保管ヲ爲ス者

第十八條 農林大臣又ハ地方長官必要アリト認ムルトキハ前條各號ニ掲タル者又ハ其ノ團體ニ付必要ナル報告ヲ徵シ又ハ當該官吏ヲシテ市場、事業場、店舗、倉庫其ノ他ノ場所ニ臨檢シ業務ノ狀況若ハ帳簿其ノ他ノ検査ヲ爲サシムルコトヲ得
農林大臣必要アリト認ムルトキハ前項ノ規定ニ依リ許可ヲ受

(二) 關係告示、要項、通牒

(1) 農林大臣指定青果物ノ種類

(農林省告示第五百六十八號)

(昭和十六年八月十二日)

りんご うんしゅうみかん なつみかん ネーブルオレンヂ
 きんかん かき なし もも ぶどう さくらんぼ びわ う
 めくり いちご すろくわ まくわうり きうり しろうり
 かぼちや なす トマト だいこん かぶ にんじん ごぼう
 さといも ねぎ たまねぎ らつきよう きやべつ はくさい
 きょうな こまつな

◆其ノ他ノ菜類

ほうれんそう れんこん うど ふき いんげん そらまめ
 えんどう ゆりね たけのこ まつたけ しひたけ

(2) 農林大臣ノ指定消費地域荷受機關

及市場(抄錄)

(農林省告示第七二七號)

(昭和十六年九月二十九日)

指定消費地域 兵庫縣神戸市、武庫郡御影町、住吉町、魚崎町

ノ内住吉川以西

指定荷受機關 神戸市中央青果株式會社

指定市場 神戸市中央卸賣市場、東部配給所

(十月一日ヨリ施行)

(3) 規則第十條第七號ノ規程ニ依ル

農林大臣ノ指定

(農林省告示第七二八號)

(昭和十六年九月二十九日)

一、昭和十六年臺灣總督府令第百三十九號青果物配給統制規則第十條ノ規定ニ依リ臺灣總督ノ指定シタル者ガ、指定消費地域内ニ搬入シタル臺灣產青果物ヲ當該指定消費地域外へ出荷スル場合

一、指定消費地域内ニ搬入セラレタル朝鮮產及支那產栗ヲ日本甘栗卸商組合又ハ其ノ組合員ガ販賣スル場合

(4) 知事指定出荷地區、出荷團體及青果物

(兵庫縣告示第一二七四號)

(昭和十六年十月二十一日)

指定出荷地區 武庫郡
 指定出荷團體 武庫郡青果物出荷組合
 指定青果物 武庫郡青果物出荷組合

かき もも いちご きうり なす トマト だいこん か
 ぶ にんじん さといも ねぎ きょうな 其ノ他ノ菜類
 ほうれんそう いんげん そらまめ えんどう まつたけ

かき なし ぶどう すろくわ まくわうり きうり しろうり かぼち
 かぶ さといも きやべつ はくさい 其ノ他ノ菜類 えん
 どう たけのこ まつたけ

多可郡 多可郡青果物出荷組合
 かき くり すろくわ だいこん たまねぎ たけのこ ま
 つたけ

加古郡 加古郡青果物出荷組合
 かき なし ぶどう うめ すろくわ かぼちや なす だ
 いこん さといも たけのこ まつたけ

加西郡 加西郡青果物出荷組合
 かき なし ぶどう うめ すろくわ かぼちや なす だ
 いこん さといも たけのこ まつたけ

印南郡 印南郡青果物出荷組合
 いちご すろくわ まくわうり きうり しろうり なす トマト
 だいこん かぶ にんじん ごぼう さといも ねぎ きや
 べつ はくさい 其ノ他ノ菜類 ほうれんそう えんどう

かき もも ぶどう うめ くり すろくわ まくわうり
 かき なし うめ くり すろくわ きうり しろうり なす トマト
 だいこん かぶ にんじん ごぼう さといも ねぎ たまねぎ
 らつきよう はくさい いんげん えんどう たけのこ ま
 つたけ

川邊郡 川邊郡青果物出荷組合
 かき もも ぶどう くり いちご きうり なす トマト
 かぶ ねぎ 其ノ他ノ菜類 ほうれんそう そらまめ えん
 どう まつたけ

有馬郡 有馬郡青果物出荷組合
 かき もも ふどう くり いちご すろくわ まくわうり
 きうり しろうり かぼちや なす トマト だいこん か
 ぶ にんじん ごぼう さといも ねぎ たまねぎ きやべ
 つ はくさい 其ノ他ノ菜類 ほうれんそう れんこん う
 ど いんげん そらまめ えんどう たけのこ まつたけ

明石郡 明石郡青果物出荷組合
 かき くり いちご すろくわ まくわうり きうり しろうり
 うり かぼちや なす トマト だいこん かぶ にんじん
 ごぼう さといも ねぎ きやべつ はくさい きょうな
 其ノ他ノ菜類 ほうれんそう いんげん えんげん そらまめ えん
 どう まつたけ しひたけ

美囊郡 美囊郡青果物出荷組合
 かき なし うめ くり すろくわ きうり なす トマト
 だいこん にんじん ごぼう さといも ねぎ たまねぎ
 らつきよう はくさい いんげん えんどう たけのこ ま
 つたけ

加東郡 加東郡青果物出荷組合
 かき なし うめ くり すろくわ きうり しろうり なす トマト
 ぶ にんじん ごぼう さといも ねぎ きやべつ はくさい

い 其ノ他ノ菜類 ほうれんそう ゆりね たけのこ まつ
たけ

神崎郡 神崎郡青果物出荷組合

かき なし ぶどう くり すみくわ なす トマト だい
こん ねぎ はくさい まつたけ

揖保郡 揖保郡青果物出荷組合

うんしゅうみかん かき なし ぶどう うめ くり すみ
くわ まくわうり きうり かぼちや なす トマト だい
こん にんじん ごぼう さといも ねぎ きやべつ はく
さい 其ノ他ノ菜類 ほうれんそう れんこん えんどう
ゆりね たけのこ まつたけ

赤穂郡 赤穂郡青果物出荷組合

うんしゅうみかん かき なし もも びわ うめ くり
いちご すみくわ まくわうり きうり かぼちや なす
だいこん かぶ ごぼう さといも ねぎ きやべつ はく
れんそう そらまめ えんどう ゆりね たけのこ まつた
け

佐用郡 佐用郡青果物出荷組合

かき なし もも うめ くり すみくわ きうり なす
だいこん にんじん さといも たまねぎ はくさい ほう
れんそう そらまめ えんどう ゆりね たけのこ まつた
け

宍粟郡 宍粟郡青果物出荷組合

かき なし くり きうり だいこん さとい もまつたけ

城崎郡 城崎郡青果物出荷組合

なし くり だいこん うど しひたけ

出石郡 出石郡青果物出荷組合

かき なし くり するくわ きうり なす だいこん に

養父郡 養父郡青果物出荷組合

かき なし くり するくわ きうり なす だいこん か

朝來郡 朝來郡青果物出荷組合

かき なし ぶどう うめ くり すみくわ まくわうり

ぶ ごぼう さといも ねぎ たまねぎ きやべつ はくさ

い 其ノ他ノ菜類 ほうれんそう れんこん うど えんど

う たけのこ まつたけ しいたけ

美方郡 美方郡青果物出荷組合

かき なし くり すみくわ きやべつ いんげん えんどう

う ゆりね

氷上郡 氷上郡青果物出荷組合

かき なし もも ぶどう うめ くり すみくわ まくわ

うり きうり かぼちや なす トマト だいこん えんどう

う たけのこ まつたけ

一 青果物配給統制規則第四條第二項及第六條第二項ノ出荷

二 計畫ニ關スル事項

三 其ノ他青果物ノ荷受及配給計畫ニ關スル事項

四 第三條 本委員會ハ會長及委員若干人ヲ以テ之ヲ組織ス但シ特

ニ必要アルトキハ臨時委員ヲ置クコトヲ得

第五條 會長ハ知事之ニ當ル

委員及臨時委員ハ左ニ掲タル者ノ中ヨリ知事之ヲ任命又ハ委

囑ス

一 縣關係官吏

二 縣農會關係者

三 郡市農會長

四 出荷團體代表者

五 市場關係者

六 鐵道局關係官吏

七 其ノ他輸送關係者

八 學識經驗アル者

第五條 會長ハ會務ヲ總理ス

會長事故アルトキハ會長ノ指名スル委員其ノ職務ヲ代理ス

第六條 本委員會ニ幹事及書記ヲ置キ知事之ヲ任命又ハ委嘱ス

幹事ハ會長ノ指揮ヲ承ケ事務ヲ掌理ス

書記ハ上司ノ指揮ヲ受ケ庶務ニ從事ス

(十一月一日施行)

(5) 兵庫縣青果物配給統制委員會規程

(兵庫縣告示第一三〇〇號)

第一條 青果物配給統制計畫ニ關スル事項ヲ審議スル爲兵庫縣

青果物配給統制委員會(以下委員會ト稱ス)ヲ置ク

第二條 本委員會ノ審議事項概要左ノ如シ

青果物配給統制規則の解説

一二

農産課 山上涼

政府は青果物の戰時國民生活の食糧資源としての重要性に鑑み、曩に昨十五年七月十日付を以て輸出入品等臨時措置法に基く青果物配給統制規則を制定し、出荷統制を行つて來たのであります。

ますが、最近の内外の情勢は愈々國民食料問題の綜合的解決を迫り、生活必需食料品統制の強化擴充の必要が痛感せらるゝに至つたのであります。茲に於て本年三月國家總動員法第八條に基いて生活必需物資統制令が制定せられ、これに基いて鮮魚介配給統制規則、麥類配給統制規則等が夫々制定せられて重要な食料の統制が規正さるゝに至つたのであります。これ等と列んで同勅令に基き八月八日新たに青果物配給統制規則が公布され即日施行を見るに至つたのであります。

今回の青果物配給統制規則は從來の出荷統制を一層整備擴充すると共に消費配給部面に對しても統制することによつて青果物の出荷並消費配給の綜合的統制の實を擧げんとするものであります。

以下農林省食品局生鮮食料課西村課長、同小山事務官外本省係官の主務省に於ける會議等に於て説明を受けましたものを取纏めて解説とし御参考に供する次第であります。

二、制定の趣旨

事變以來色々な物資に付て配給の機構整備が段々擴大強化されて參つたのであります。必需食料品の中、鮮魚であるとか青果物とか言ふものは配給統制を行ふことが最も困難なものであります。本年初夏以來青果物が六大都市のやうな所で非常に品不足になり、各家庭が買出しに甚だしく困難を來すやうになつたと言ふやうなこともありまして、技術的に配給統制を行ふことが困難だとかどうとか言ふやうな理屈を言つて居る場合ではなくなつたのであります。兎に角少なければ少いなりに最も公平、敏速に配給をしなければならぬと斯様な譯で急速に規則を公布實施せらるゝに至つた次第であります。

從來の統制規則との比較を致しますと昨年七月から實施のものは輸出入品等臨時措置法に基いたものであります。これは

化して統制を強化することになつたのであります。

又從來は唯出荷の割當を行つただけでありますけれども、今回の規則は出荷割當をすると同時に市町村農會は農會自身の統制に依つて割當されたものは必ず農家から供出する事が出来るやうに、農會の統制力を強化する、斯様な事も考へられて居るのであります。又必要に應じては青果會社等に對して買付を命ぜる、斯様に致しまして必要なものを必要な地區に配給出来るやうにする。亦青果物を占有して居る者、或は生産した者は最高の公定價格で買入の申込があつた場合にはそれを賣らなければならぬ。こう言ふ事も規則で定められたのであります。隨つて之を生産する農家の消費に必要なものは勿論確保しなければなりませんが、他に供出し得るものは必ず供出せなければならぬやうになり、又買入の申込があつた時にはこれを賣らなければならぬと言ふ事にして出荷の方面的統制強化が規定されて居ります。

二、統制品目の増加

帝國農會や道府縣農會が計畫を立てゝ出荷する品目を増加する事になり、尙亦全國的に必要な品物に付ては全面的に計畫出荷を行はしめる事とし、取敢ず四十五品目を指定して之れが統制出荷を實施する事になつたのであります。

三、消費地に於ける配給統制

從來消費地に於ては色々な青果會社或は問屋がありまして、

三、統制の要點

一、出荷統制の強化

出荷團體の整備、指定であります。これは原則として郡市單位とし青果物全部を取扱ふ單一團體に整理統合せしめ、その團體でなければ出荷が出來ない。かやうな原則に依り出荷を一元

勝手に荷を受けて勝手な競争をして居つたのであります。それを統制する事とし、先づ六大城市、關門地方の主要消費地から着手する事になり、これ等の地方に對しては農林大臣が地域を指定致しまして、青果物の荷受機關を作らせ、その荷受機關だけが荷受をなし得る。而も統一して荷受をすると言ふ制度を立てたのであります。而して荷受機關はそれぞれこれを小賣其他の末端の方面までどういふ風に配給するかと言ふ計畫を立てて農林大臣の承認を受ける。即ち卸から小賣の方面までを通じて末端まで公平に配給せしめると言ふ考へ方であります。尙指定された荷受機關には指定市場と言ふものを拵へてこの指定市場のみに於て配給販賣せしめることとし、所謂場外取引と言ふやうなものを禁止して配給取引を充分監督出来るやうにしたのであります。從來も中央卸賣市場法に依る卸賣市場實施地域に對しましては方針としては場外の取引は禁ぜられて居つた譯でありますけれども、法制の根據に稍々缺けて居りました爲めに所謂場外業者と言ふものが存在し取引のルートが紊れて居つたのであります。が、今回全面的にそれも整理する事になつたのであります。

尙これに關聯を致しまして小賣人或は料理屋其の他業務上青

果物を消費する者が自由に产地買出しに出かける事を禁止致しまして、荷受機關をして之に計畫的配給をする。尙亦小賣人がそれく消費者に配給をする場合であります。自分がお得をなすものは前述の二點にあると考へられます。

二、法的根據と從來の規則との差異
ると言ふ二つを主要目標として出來て居るのであります。條文に付て見ますと第一條、第二條は本則の性格を規定し、第三條から第九條までは出荷統制に關するものであります。第十條以下第十四條までは消費配給を實行する爲めの根據規定であります。それ以下は移輸出關係許可の制とか一般的の命令を出す條項とか色々になつて居りますが、要するにこの規則の根本をなすものは前述の二點にあると考へられます。

三、規則の逐條解説
今回の規則は前にも述べましたやうに國家總動員法に基きます生活必需物資統制令と言ふ勅令に依つて居るのであります。從來の青果物配給統制規則が輸出入品等臨時措置法に基く省令であつたのとは其の根據を異にします關係上、實際法令の適用上色々差が生じて來るのであります。
主として之れは罰則の點に現はれて來るのであります。が、臨時措置法に對する違反よりも總動員法に對する違反の方が相當強化されて居りますので、主としてそう言ふ點に差が現はれて來る譯であります。
其の他例へば色々團體を作りましてその團體に統制事務をやつてもらふやうな部分がありますが、そいふ團體の役員に對しましても秘密漏洩に關する罪の適用があると言ふやうな條項も臨時措置法にはないのですが、總動員法ではそいふことに付ても罰則の適用が規定されて居るのであります。

四、輸移出の統制
貿易統制令に依りまして青果物の輸出はそれく許可を受けなければならぬことになつて居りますが、青果物は外地にも相當移出されるものがありますので、内地の配給統制を強化する關係上内地以外に搬出する主要青果物に就ても農林大臣の許可に依らせる事とし、計畫的に外地にも出荷をすると言ふ爲めの規定も定められて居ります。

五、規則の構成及び根據法
第一條
第一條は生活必需物資統制令に依る青果物の配給に付ては原則としてこの規則に依るのだと言ふ事を規定してあるのであります。而して「別ニ定ムルモノ」とは甘藷、馬鈴薯に就ては別に諸類配給統制規則に依つて統制される事になつて居ります爲めに特に例外規定を設けたわけであります。

尙この條項に明かにこういふ意味が出て居ると言ふ事には参りませんが方針と致しましては、生活必需物資統制令即ちこの勅令を淵源として青果物配給統制上萬般の事を一貫して實施すると言ふ心持も含まれて居ると伺つて居ります。
何故かと言ひますと從來全國的な出荷統制や配給統制が實施せられて居ない部分が相當ありました爲めに、各地方毎に色々な統制を實施する。即ち或る縣では縣外移出を禁止するとか、又は制限するとか全國的の需給關係を度外視して各ブロック毎に物の移動、配給を規正すると言ふやうなことが相當あります。のでさういふものも一應廢止せしめまして全國的に供給の均衡が得られるやうな統一した方針の下に配給統制をすると言ふ建前で行き度いと言ふ氣持ちも含まれて居るわけであります。

第二條
第二條の規定はこの規則の適用を受ける青果物の範圍を定義したものであります。各條項で説明しますが出荷統制の部分に

於きましては青果物は何でも同じやうな統制をすると言ふ事もどうかと考へられるものもありますので品目毎に統制するとか或種の品目を限つて統制するとか言ふやうな色々な方法が考へられて居るのであります。この規則全體としては青果物と言ふものは所謂新鮮な蔬菜、果實全部であると言ふ事を定義して居る譯であります。

解釋上菌草類、例へば松茸とか椎茸と言ふものは青果物と言へるかと言ふ事も考へますが、其の使用目的等から考へまして青果物中に含めて本規則で取扱ふ事になつて居ります。又生鮮なるものと言ふ字句に問題があり、厳格に言ひますと其境目等は判定が非常に困難であります。通常取引慣習上、所謂生鮮蔬菜又は果實として扱はれて居るやうなものは皆含むと言ふ意味であります。随つて粉の吹いたやうな干柿とか、茹でた栗のやうなものは含めない事になつて居り、柿の濫拔をしたもの即ち樽抜き、サワシ柿等は含まれると言ふ解釋を持つて居ります。漬物は含みませんが漬物の原料になる大根等は勿論含むのでありまして細かい問題は從來の慣習に依つて其の都度解釋を判定して行くと言ふ方針と聞いて居ります。

第三條—第六條

第三條から第六條までは帝國農會、道府縣農會を中心としました出荷割當に關する規定であります。前の規則即ち輸出入品等臨時措置法に基く青果物配給統制規則で既に昨年以來約一ヶ

と言ふ順序によるやり方であつたのであります。今回の規則も第三條から第六條までのやり方は大體前述と同様でありますが多少相異する處もありますので以下逐條説明しますと、

第三條は やり方としては以前と同様ですが運用上今回の方針としては一ヶ年間に於ける命令品目を増加すると言ふ事と、出荷期間を出廻時期ばかりでなく一年を通じて計畫的に考へると言ふやうな點であります。

第四條も 大體從來の行き方と同じでありますが相異點は道府縣農會が計畫を定むるに當り從來は道府縣農會に青果物配給統制委員會を附置して之れが議を経ることになつて居ましたが、今回は之れを道府縣に設置せしめて縣農會の立てた計畫を審議せしめ、然る後承認すると言ふ事になつたのであります。なぜこう言ふ事に改めたかと言ひますと從來は出荷の方面だけを考へて居た爲めに帝國農會なり道府縣農會の系統だけの事を考へて計畫もさう言ふ方面的考へを中心に行つたのです。それでいつのことを考へないで出せといつても無暗に出すことばかり考へる譯には行かないでありますから、全般のことを考へ合せて無理のない計畫を立て、貰ひたい。それにはどうしても縣直接やらなければならぬと考へられたからであります。

第五條は 道府縣農會が細かい計畫を決めて地方長官の承認

年間實施して來た方法と略々同様であります。

従つて便宜上從來實施して來ましたやり方を一應説明しますと、農林大臣が品目（青果物の種類）を定めまして帝國農會に出荷先、出荷數量、出荷時期等の計畫を立てよと言ふ命令を出すのであります。帝國農會はそういうふ命令を受けますと、生産地方面、出荷地方面の代表者として、道府縣農會、出荷團體代表者等の生産の事情、出荷の事情に通じた人を集め、生産出荷された消費地に出す數量を豫定するのであります。そういうふ準備が出来ますと帝國農會に設置してあります青果物配給統制中央委員會に諮りいよ／＼計畫が出来ましたなれば農林大臣の承認を受けるのであります。農林大臣の承認がありますと共に計畫に基き帝國農會は關係道府縣農會に對して細部の計畫を立てよと言ふ指示をするのであります。

道府縣農會はこの指示に従つて郡市農會、出荷者代表等の意見を聞き出荷地別、月旬別、出荷先別による具體的の計畫を決めるのであります。そして計畫案が出來れば道府縣農會に設置してあります青果物配給統制委員會に諮り、可決になれば地方長官の承認を受けると言ふ段取を踏み、そしていよ／＼決定すれば別に地方長官の指定した出荷者に對して出荷の指圖をする

を受ければ關係出荷團體に指圖をすると言ふことになつて居ります。この邊までは大體從來のやり方と同じであります。從來は郡市農會に對しても指圖權を認めたのであります。今は指圖權を原則として道府縣農會限りとしたのであります。

これにも色々理由がありますが、其の一つは指圖の一貫性を期し少くも同一縣内に於ける指圖は其の歩調を一同にすると言ふ事と、今一つは郡市農會は第七條の規定等による出荷團體の指導其他に直接間接重大使命がありますので、そう言ふ事や罰則の適用の場合等を考へ合せて指圖部面は縣農會に限定したわけであります。それからもう一つ從來と違ひます點は第二項に示されてあります「指圖ヲ受ケタルトキハ之ニ從フベシ」と言ふことであります。從來は「指圖ヲ受ケタルトキハ之ヲ遵守スルコトヲ旨トスベシ」と言ふのであります。之れが解釋上罰則の適用はないといふ事になつて居りましたが、今回は罰則の適用があると言ふ事になつて居ります。即ち從はなければ罰則の適用を受ける。従つて非常に強くなつたのであります。勿論天候その他不可抗力の關係上出せないものまで、罰があるかと言ふと、そういうふ事はなからふと思ひますが、兎に角原則として一應決められた計畫は守つて行かなればならぬのであります。隨つて帝國農會道府縣農會等に於ては計畫を慎重に立てる。農林大臣地方長官が承認をする場合も慎重にやると言ふことで計畫はあくまでも實行の爲めの計畫である事が原則になつ

て来るわけであります。

第六條は、これも大體從來と似たやうな規定であります。が農林大臣が第三條の規則で幾ら出荷割當の範圍を擴げて見まして、全國的に全部を實施すると言ふ事は容易でありませんので、主要なもので各地毎にばらぐにやられては困るやうなものを中心であり、地方的には統制の必要があるが、全國的にまで考へなくてもいゝと言ふやうな物もあり、又農林大臣が統制する品目でも總ての消費地に對し、總ての數量に對して計畫割當を實施すると言ふ事は困難でありますので、そう言ふ部分に付ては地方長官にやつて貰ふと言ふ趣旨の規定であります。

換言しますと農林大臣が第三條で出荷計畫を定めさせないやうなもの、全國的には大して必要でないが地方的には重要だといふものがありとせば、さういふもの、それから農林大臣が第三條で計畫を立てさせるものに付ても農林大臣の指定した消費地以外の消費地に對する出荷割當と言ふものもこの六條に依つて地方長官が同じやうな方法に依りまして出荷計畫を立てさせると言ふことになる譯であります。やり方は第二項にありますやうに大體農林大臣が帝國農會に命令する場合と同じであります。

第七條

第七條、第八條、第九條は出荷の關係で全く新らしく加へられた規定であります。

色々弊害がありますので、或る程度限られたる範圍内で許していくといふ事になつて居るのであります、最もこれはあくまでも許可規定でありますので、永久に認めるかどうかと言ふ事は出荷並に荷受機構等の整備程度に従ひ考へられる問題であります。

第二號は、初め立法の精神から言ひますと生産者が自己の生産したものを親類縁者等へ贈與する事も差止めると言ふやうな事になつても面白くないと言ふやうな趣旨から考へられた様であります。が、結局は微少量の物は例外とするといふ事であります。一日正味八貫匁までは指定出荷團體でなくとも出荷しても宜しい、これは第七條第一項の規定で指定せられた青果物についてといふことは宜しいといふ事になつて居ります。

第三號は法の條文との關係であります。が、即ち第九條で或る荷受組合とか又は青果會社に產地買付を命じたやうな場合にその人が買付けた物に對しては例外でこれは當然の事であります。

第四號は試験研究用、種子用其の他特殊の場合には第四號の規定で許可することもあるといふことであります。

第八條

第八條は市、町村農會に對し其の會員の出荷團體への供出を命する權限規定であります。これは第七條の規定で郡單位で

第七條は農林大臣の指定した青果物は一定の例外を除くの外は、出荷地區を地方長官が指定し、その地區に付て地方長官が出荷團體を指定しまして、この指定出荷團體でなければ出荷出來ないと言ふ規定であります。

本條のねらい處は、一つは第三條乃至第六條までのやうな出荷割當に對し生産地に於ける出荷者を一元化して割當數量の確保を容易にすると言ふ事と、今一つは需給の逼迫に伴ふ急速なる出荷配給の統制を期する爲めには第三條から第六條のやうな部分的の出荷割當のみでは實効を擧げるに充分でないので、取敢ず必需品的な蔬菜果實を一括して、先づ出荷の一元統制を圖り、出荷ルートの確立による出荷統制の強化を期すると言ふ事尚一つは指定出荷地區即ち郡市毎に需給の調制を圖らしめて出荷の偏重による產地品ガスレ等を防止し中央地方を通じて配給の均齊を圖ると言ふやうな點にあるのであります。

次に例外規定即ち第一號乃至第四號であります。が、第一號の關係は振賣即ち直賣のものに付きましては一定の數量、地區、期間等を制限致しまして許可により振賣を認めて行くと言ふ方針から設けられた規定であります。御承知の如く消費地附近の所謂近郊蔬菜等は相當振賣に供せられて居たのですが、後の規定でありますやうに荷受の一元化と言ふ事を考へて参りますと、そういうものも野放しでは困るのであります。が、それかと言つて機構の整備當初から全然止めてしまふと言ふ事も亦

一應出荷を押へましても、郡内の消費の關係と出荷するものとの關係などで、第三條等で割當られたものだけ出荷團體に集まらないといふやうな場合が起るやうな際には、出荷團體に對する各生産者の供出の割當に付て必要な統制を市、町村農會にさせると言ふことに付て考へられて居るわけであります。

第九條

第九條は農林大臣が必要に應じまして一定の資格を有する者に青果物の種類を定め、數量等も指示を致しまして買入に關して命令をする事が出來ると言ふ規定であります。が、そりでもその出口の所まで荷物が集まらないといふ場合には、第八條でその元の生産者の所まで割當をして行くと言ふ考へ方であります。

要するに第七條までの所では、郡なら郡といふ區域を押へま

して、それから出口をくくつて居る譯であります。が、それでもその出口の所まで荷物が集まらないといふ場合には、第八條でその元の生産者の所まで割當をして行くと言ふ考へ方であります。

第十條以下は大體消費地の配給統制の關係であります。從來の臨時措置法に基く規則では名稱は配給統制規則と言ふ事になつて居りますが、消費配給の方のことは考へられて居なかつた

のでありますて名前は配給統制規則でも實際は出荷統制規則であつた譯であります、今度は第十條以下の規定で消費地に於ける配給と言ふ事に付ても計画的にやると言ふ考へから定められた條文であります。

即ち第十條では農林大臣が消費地を指定致しますと其處に持込まれるもの及び其處で生産せられたものは原則として、指定の荷受機關でなければ賣つたり、販賣の委託をする事はならぬと言ふ規定であります。

尙第一號乃至第七號は例外規定でありますて、第一號は、第七條の方で振賣のための出荷許可を受けたものは第十條の方では許可を受けなくとも荷受機關以外に販賣して宜しいと言ふのであります。第二號は第七條の方に關係のない振賣、例へば指定消費地域内に生産せられたるもの其の地域内のものが振賣する場合とか、又は指定消費地域外でも第七條の出荷地區の指定のないところから来る振賣人等に付いての許可規定であります、尙第二號の許可は振賣を爲す者の販賣を必要とする場合以外にも、壠罐詰等の原料として指定消費地域内に於て食料品工業を營む者に對する販賣を必要とする場合、及び輸移出せらるべき青果物を指定消費地域内に於て、輸移出業者に販賣し、又は販賣の委託を爲す場合等にも適用せらるゝ事になつて居ります。

第三號は、これは當然のことなであります、本文の表し

方が地區内で生産せられたものも、一應荷受機關に集めるために「指定消費地域内ニ於テ生産セラレタル青果物ヲ販賣スル者ハ」となつて居ります關係上、消費地域内の生産者は各人毎に直接荷受機關まで持つて行かねばならない譯であります、そう言ふ事は實際問題としては兩者とも反つて困りますので、やはり消費地域内の場合も出荷團體で取纏めて荷受機關に出荷するやうな段取にして行き度いと言ふ事を指導方針として考へられて居るわけであります、條文の表し方で一寸妙であります。

第四號は、指定荷受機關より買受けたものの販賣であつて、それは當然の事でありますて、小賣屋が市場から買つて來たものを又荷受機關に賣らなければならぬと言ふ事になつては大變ですから、この點を明瞭にしたわけでありますて、これは本文の表し方が非常に廣い意味を持つて居ります關係からであります。

第五號は、第七條第二號の所で説明しましたのと大體同じであります、第六號は、第七條第四號と略同様で、即ち種子用、試験研究用等に供する爲販賣する場合とか、從來の慣例に依り軍官公衛等に納入する場合其の他特に必要ある場合の許可規定であります。

第七號は、主として甘諸、馬鈴薯の關係に付て考へられたも

のであります、諸類に就ては既に別の規則が出ましたので本號の實際運用を具體的に例を擧げて説明申上げる材料がありませんが、要するに農林大臣の指定した場合は荷受機關に出さなくとも良しいと言ふのであります。

第十一條

第十一條第一項は、指定荷受機關は配給計畫を定めなければならぬと言ふ規定でありますて、配給計畫の内容と致しましては指定消費地域外出荷のもの（これは大體從來の實績を基準とします）及指定消費地域内配給のものに先づ大別し、後者は更に之を各指定市場（第十二條の規定による）毎に一般家庭用、業務用、加工用、大口消費用に區分すると言ふやり方であります。

第二項の方は第一項の配給計畫は勿論でありますし、其の他の配給計畫に關係がなくとも色々配給上必要な事項を命令したり又値段の關係の調節とか、或は場合に依つては食糧貯蔵と言ふ見地から荷受機關が或る程度青果物を保有して置くと言ふ事が必要な場合も考へられますので、そう言ふ命令をなし得ると言ふ事を明かに示してあるわけであります。

第十二條

第十二條は荷受機關は一定の場所即ち一定の市場で其の取扱青果物を販賣せしめると言ふ規定でありますて、何處でも矢鱈に取引されると言ふ事では統制が付きませんので、指定市場を

定めてそこで大體荷受もやれば、殊に販賣は必ず其處でやると言ふ事に致した譯であります。

第十三條

第十三條は業務上「青果物ノ使用若ハ消費ヲ爲ス者」即ち加工業者も入りますし、料理店、飲食店等も入りますが、そういうふ者の產地買付を禁じた規定でありますて、そういうふ者は指定荷受機關の販賣場以外では買へないと言ふ事を示して居るのであります、小賣業者の關係は書いてありませんが、小賣業者が假に產地買付を致しましても、持込む場合に第十條の規定で荷受機關でなければ賣る事が出來ませんので、小賣業者の方でも產地買付は事實上出來ないと言ふ事になる譯であります。

例外規定の第一號は第七條第二號、第十條第五號等と其の趣旨は大體同様でありますて即ち青果物全部を合せて一日正味三貫までならば荷受機關以外のものから買つても良いと言ふのであります。

第二號は許可規定でありますて、食料品工業を營む者が壠罐詰等の原料として買受を必要とする場合、又は從來の慣例に依り軍官公衛等が買受くる場合、其の他特に必要ある場合に許可せられる事になつて居ります。

第三號は食料品工業を營む者が第十條第一號の規定に依り壠罐詰等の原料として青果物を販賣することに付許可を受けたる者より當該青果物を買受くる場合等を指定するの方針のやうに

承つて居ります。

第十四條

第十四條は地方長官が指定市場から青果物の買付を爲し得る者を指定すると言ふ事であります、所謂買出入人の指定制度であります、尙後段の方は配給上小賣業者に對して色々なことを命令出来ると言ふ規定であります。

第十五條、第十六條

第十五條、第十六條は輸出、移出の關係であります、これ以外のものでも同じであります、價格の關係が必ずしも均衡が取れて居りませんので、相當外地、圓域國等に流れ過ぎる物もありますので、或る種の青果物に付いては内地以外の出荷を許可制度にして調制しやうと言ふための規定であります。

第十七條

第十七條は第十六條までの規定で一應當面考へられる出荷並に配給統制に就ては夫々定めてあるのであります、以上の外に尙配給統制上必要な制限とか命令とかを要する場合にも大體本條に基いて規正する事が出来る規定であります。

第十八條

第十八條は報告を徵し臨検、検査をなす事が出来ると言ふ事を明かにした規定であります。

六、結 言

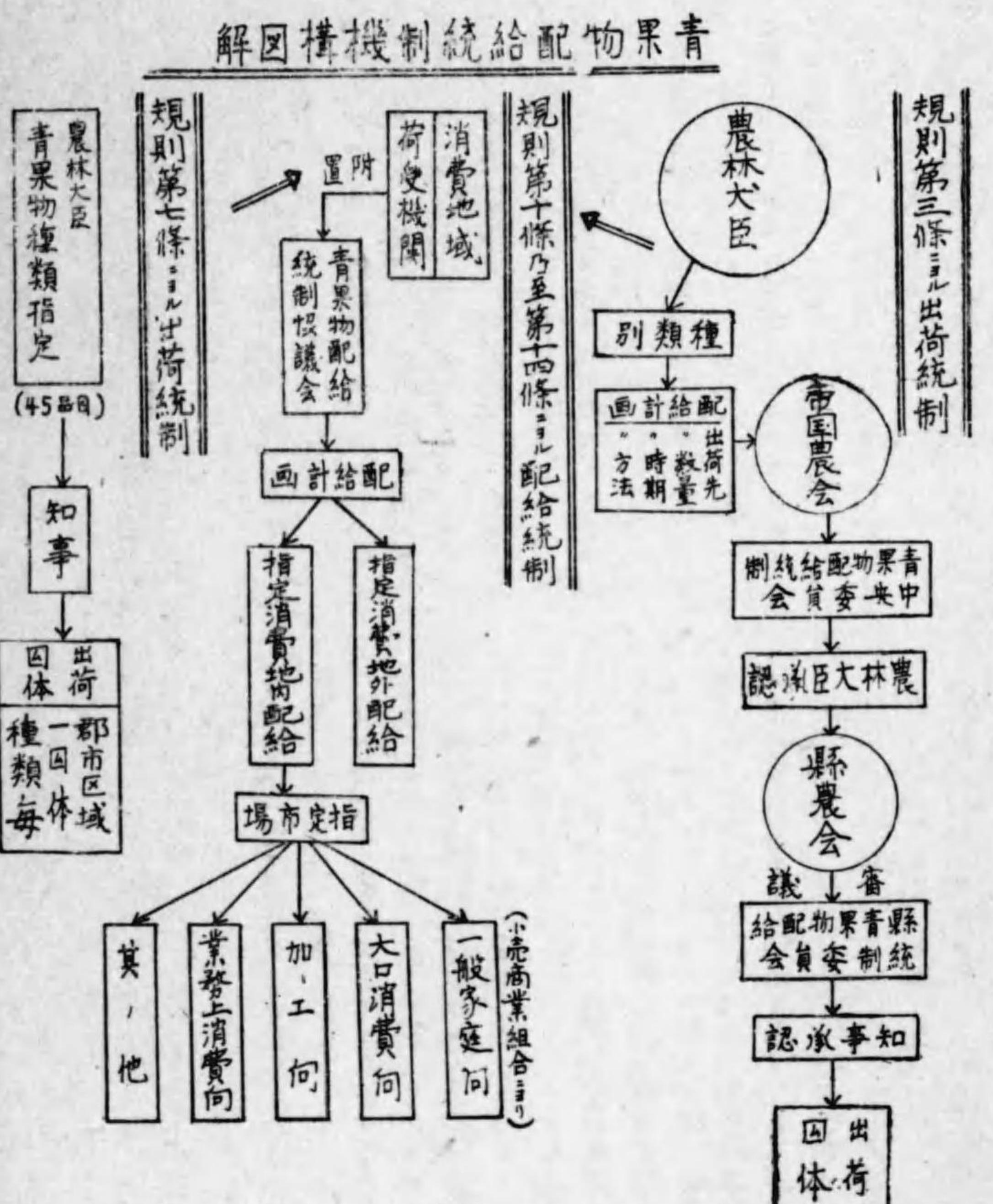
大體の解説を致したつもりであります、要するに全體の趣

旨と致しましては、出荷の方面を計畫的に強化すると言ふ事とこれを受ける消費方面も計畫的に受けたて計畫的に配給せしめるそれ等のルートを整備するため之を素すやうな行爲を禁止又は制限する、斯様な事に依つて青果物の出荷及び配給を整備して行き度いと言ふ事がこの規則の眼目であります。

元來青果物の如きものは配給統制が非常に困難な事情にあるのでありますので、規則を作ると言ふ事は法律家がやればわけはないであります、これを妥當に動かしまして配給の適正と言ふ目的を十分に達すると言ふ事はなか／＼六ヶ敷問題であります、これは規則だけの力、又官廳だけの力では充分でない事勿論であります、實際にこれら出荷配給部面の擔當者は勿論、生産者も消費者も總ての人達がこの規則の趣旨に基いて本當に協力をしなければ成績を擧げる事は困難であります。

政府に於きましてもこの點を特に強調されて居るのであります、從つて徒らに統制のための統制をすると言ふやうな觀念を避けまして、從來の實情に合ひしかも從來の短所を是正して青果物が本當に旨く出廻るやうにすると言ふ事を念願して居ると言ふ事を承りましたまゝにお傳へして擱筆致します。

(本稿は匆忙の餘暇に取急ぎ纏めましたもので、其の意を盡さざる處も多々あり解説としましては不充分であり、尙政府の意圖する方針、目的等と齟齬する點も有るやを恐れますが、誤謬、不備等は御叱正あらんことを。一六、一一、一〇)



二、諸類配給統制

(一) 諸類配給統制規則

(農林省令第六十七號
昭和十六年八月二十日)

二四

第一條 生活必需物資統制令ニ依ル諸類ノ配給統制ニ付テハ本

則ノ定ムル所ニ依ル
第二條 本則ニ於テ諸類トハ甘諸、馬鈴薯、カツサバ、アローレー
ト及比等ヲ乾燥シタルモノ（蒸シ又ハ切リテ乾燥シタル

モノヲ含ム)ヲ謂フ

者（以下統制機關ト稱ス）ニ非ザレバ諸類生産者ヨリ之ヲ買受タル（販賣ノ委託ヲ受タル場合ヲ含ム以下同ジ）コトヲ得

一 統制機關ヨリ買入ノ委託ヲ受ケタル者又ハ販賣組合ガ買
受クル場合

一一 當該諸類生産者ト同一市町村内ニ居住スル者ガ自家用ニ充ツル爲買受クル場合

三 地方長官ノ許可ヲ受ケタル者が當該地方長官ノ批
ル數量ノ範圍内ニ於テ買受タル場合

卷之三

畫ニ基キ關係市農會又ハ町村農會ニ對シ必要ナル指示ヲ爲ス
ベン

市農會又ハ町村農會前項ノ指示ヲ受ケタルトキハ其ノ指示ニ
基キ所屬會員ニ對シ必要ナル指圖ヲ爲スベシ

市農會又ハ町村農會ノ會員前項ノ指圖ヲ受ケタルトキハ之ニ
從フベシ

第八條 訂立ノ輸入又ハ移入ヲ爲ス者ノ統制機關以外ノ者ニ其ノ輸入又ハ移入ニ係ル諸類ヲ販賣シ又ハ販賣ノ委託ヲ爲スコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ農林大臣ノ許可ヲ受ケタル場

合ハ此ノ限ニ在ラズ

諸類ヲ所有スル者又ハ此等ノ者ノ團體ハ其ノ生産又ハ取扱ニ
係ル諸類ニ付統制機關ヨリ價格等統制令第七條ノ規定ニ依リ
定メタル最高販賣價格ニ依ル買入ノ申込アリタルトキハ其ノ

申込ニ應ジ之ヲ賣渡スベシ
統制機關前項ノ規定ニ依リ買入ノ申込ヲ爲サントスルトキハ

豫メ農林大臣ノ承認ヲ受クベシ

ケタルモノニ非ザレバ諸類ヲ當該物品ノ原料又ハ材料トシテ
使用スルコトヲ得ズ

一 第三條第一項第三號又ハ第四號ノ規定ニ依リ買受ケタル

前項第一號又ハ第三號ニ該當スル場合ニ於テ諸類生産者ヨリ其ノ生産ニ係ル諸類ヲ買受ケントスルトキハ當該諸類生産者ノ所屬スル市農會又ハ町村農會ノ出荷統制ニ依ルベシ

第四條 販賣組合ハ其ノ所屬スル販賣組合聯合會又ハ統制機關以外ノ者ニ諸類ヲ販賣シ又ハ販賣ノ委託ヲ爲スコトヲ得ズ
販賣組合聯合會ハ統制機關以外ノ者ニ諸類ヲ販賣シ又ハ販賣ノ委託ヲ爲スコトヲ得ズ

第五條 前二條ノ規定ハ農林大臣ノ指定スル道府縣又ハ地方長官ガ農林大臣ノ認可ヲ受ケ指定スル地域内ニ於テ生産セラレタル諸類ニ付テハ之ヲ適用セズ

第六條 地方長官諸類ノ出荷ノ調整上必要アリト認ムルトキハ道府縣農會ニ對シ諸類ノ出荷數量、出荷時期及出荷方法ニ關シ必要ナル計畫ヲ定ムベキコトヲ命ズルコトヲ得
道府縣農會前項ノ規定ニ依ル命令ヲ受ケタルトキハ同項ノ計畫ニ付地方長官ノ承認ヲ受クベシ

第七條 道府縣農會前條第二項ノ承認ヲ受ケタルトキハ當該計畫ニ付地方長官ノ承認ヲ受クベシ

二 諸類ヲ使用スル場合

二 農林大臣ノ許可ヲ受ケタル者ガ農林大臣ノ指定シタル數量ノ範圍内ニ於テ使用スル場合

三 特別ノ事情ニ依リ農林大臣ノ許可ヲ受ケタル場合

四 其ノ他農林大臣ノ指定シタル場合

第十一條 前條ノ農林大臣ノ指定スル物品ノ製造ヲ業トスル者ヲ除クノ外業務上諸類ノ消費ヲ爲ス者又ハ其ノ團體ニシテ農林大臣ノ指定スル地域内ニ住所、居所、營業所、事業場又ハ事務所ヲ有スルモノハ農林大臣（農林大臣特ニ定メタルトキハ地方長官）ノ指定スル配給機關（以下指定配給機關ト稱ス）以外ノ者ヨリ當該地域内ニ於テ消費スル諸類ヲ買受クル（買入ノ委託ヲ爲ス場合ヲ含ム以下同ジ）コトヲ得ズ但シ左ニ掲グル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

一 第三條第一項第三號又ハ第四號ノ規定ニ依リ買受クル場合

二 特別ノ事情ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合

第十二條 地方長官諸類ノ配給統制上必要アリト認ムルトキハ一般的ニ指定配給機關ヨリ諸類ノ買受ヲ爲スコトヲ得ル者及其ノ買受ヲ爲スベキ場所若ハ相手方ヲ指定シ又ハ諸類ノ小賣ヲ爲ス者ニ對シ其ノ配給先、配給數量若ハ配給方法ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第十三條 農林大臣諸類ノ配給統制上特ニ必要アリト認ムルト

キハ指定配給機關ニ對シ一般的ニ配給先、配給場所、配給數量、配給時期、配給方法其ノ他配給ニ關シ必要ナル事項ヲ命ジ又ハ數量、時期其ノ他必要ナル事項ヲ定メ諸類ノ寄託若ハ保有ヲ命ズルコトアルベシ

第十四條 統制機關ハ其ノ取扱フ諸類ノ配給計畫ヲ定メ農林大臣ノ承認ヲ受クベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

農林大臣諸類ノ配給統制上特ニ必要アリト認ムルトキハ統制機關ニ對シ諸類ノ配給先、配給數量、配給時期、配給方法其ノ他配給ニ關シ必要ナル事項ヲ命ジ又ハ數量、時期其ノ他必要ナル事項ヲ定メ諸類ノ寄託若ハ保有ヲ命ズルコトアルベシ

第十五條 農林大臣又ハ地方長官諸類ノ配給統制上特ニ必要アリト認ムルトキハ左ニ掲タル者又ハ其ノ團體ニ對シ諸類ノ加工、讓渡、讓受、寄託、保有、移動、保管、使用又ハ消費ニ

(二) 關係縣令、告示、要項通牒

(1) 兵庫縣諸類検査規則抄錄

(兵庫縣令第六十八號)
昭和十六年十月十六日

第一條 本令ニ於テ諸類ト稱スルハ生甘諸及馬鈴薯ヲ謂フ

第二條 本令ニ於テ受渡ト稱スルハ賣買ノ爲本縣内ニ於テ授受スルヲ謂ヒ移出ト稱スルハ本縣外ニ搬出スルヲ謂フ

關シ一般的ニ必要ナル事項ヲ命ジ又ハ制限若ハ禁止ヲ爲スコトヲ得

一 諸類ノ生產ヲ爲ス者

二 第三條第一項第一號ノ規定ニ依リ諸類ノ買受ヲ爲ス者

三 諸類ノ販賣又ハ販賣ノ委託ヲ爲ス者

四 業務上諸類ノ消費ヲ爲ス者

五 諸類ノ輸入又ハ移入ヲ爲ス者

六 諸類ノ保管ヲ爲ス者

第十六條 農林大臣又ハ地方長官必要アリト認ムルトキハ前條各號ニ掲タル者又ハ其ノ團體ニ付諸類ノ配給統制上必要ナル報告ヲ徵シ又ハ當該官吏ヲシテ帳簿其ノ他ノ検査ヲ爲サシムルコトヲ得

第三條 本縣内ニ於テ生產セラレタル諸類ハ本令ニ依リ行フ検査ヲ受ケタルモノニ非ザレバ之ヲ受渡シ又ハ移出スルコトヲ得ズ但シ左ノ各號ノ一一該當スルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラズ
一 受渡又ハ移出スル一口ノ數量ガ第九條ニ規定スル定量ニ
満タザル端量ノモノ

二 學術研究又ハ試驗ノ用ニ供スルモノ

三 博覽會、共進會又ハ品評會等ニ出品スルモノ

四 徵發若ハ強制執行ノ目的物トナリタルモノ又ハ國有ニ屬スルモノ

五 前各號ノ外特別ノ事由ニ依リ検査ノ免除ヲ受ケタルモノ

第四條 本令ニ依リ検査ヲ受クルコトヲ要セザル諸類ニ付其ノ検査ヲ希望スル者アルトキハ本令ニ依リ之ガ検査ヲ行フコトアルベシ

第五條 本縣外ヨリ移入セラレタル諸類ニシテ本縣外ニ於テ生產セラレタルコトヲ確認シ雜キモノハ之ヲ本縣内ニ於テ生產セラレタルモノト看做ス

第六條 諸類ノ検査等級ハ左ノ通トス
生甘諸 一等、二等、等外
馬鈴薯 合格、格外

前項ノ検査等級ノ標準ハ別ニ之ヲ定ム

第七條 馬鈴薯ニシテ合格トナリタルモノニ付テハ左ノ選別標準重量ニ依リ大玉、小玉及混玉ノ階級ニ之ヲ區別ス
階級 一箇ノ選別標準重量

大玉 二十五匁以上

小玉 十二匁以上二十五匁未滿

混玉 大玉ト小玉ヲ混合シタルモノ

第八條 檢査ヲ受クル生甘諸及馬鈴薯ノ選別ハ左ノ各號ニ依ル

一 生甘諸 俵又ハ呑入 十二貫

二 馬鈴薯 俵又ハ呑入 十四貫

第十條 檢査ヲ受クル諸類ノ包装ハ左ノ各號ニ依ルベシ
イ 俵 (一重俵)

乾燥セル藁ヲ用ヒ四箇所編トシ各封間七寸(三本繩複式編俵ニ在リテハ中央ノ封間七寸其ノ左右六寸五分)兩封端五寸五分トシ編上げ四尺封數六十以上重量四百匁以上ト爲スコト
機械ハ乾燥セル藁ヲ用ヒ徑八寸乃至九寸重量五十匁乃至七十匁ト爲スコト
繩ハ摺掛ケラ爲シ其ノ周リヲ横繩及縱繩ハ一寸乃至一寸二分口膝繩ハ一寸ト爲スコト

依ノ小口ハ封端ヲ折込ミ棧俵ヲ當テ口藤繩ヲ以テ五箇所以
上目通シ廻リ掛ケトシ膝ヲ爲スコト
横繩ハ各二廻五箇所締メ四ツ目結ビト爲スコト

縦繩ハ二筋ヲ以テ二方掛トシ各横繩ニ引掛け四ツ目結ビト
爲スコト

口 叱

蓮ハ乾燥セル粗スリグ藁ヲ用ヒ織方ハ縦繩四十筋（兩耳繩ヲ含ム）以上トシ長サ六尺幅二尺八寸以上重量六百五十匁以上ニ織リ上ゲルコト
縫繩及當繩ハ強韌ナル摺掛繩トシ縫繩ハ周リ五分以上トシ當繩ハ周リ一寸二分以上長サ八尺以上トシ蓮ハ二ツ折片側三十針以上縫締メルコト
荷造ハ叱ノ小口ヲ巻キ込ミ口繩ヲ結ビ縦繩ハ周リ一寸二分以上ノモノヲ以テ各二廻リ三箇所締四ツ目結ト爲シ横繩ハ一箇所結ビ二筋ヲ以テ各縦繩ニ蛙股ニ引掛け四ツ目結ト爲スコト

第十一條 特別ノ事由ニ依リ前二條ニ規定スル重量又ハ包裝ニ依リ難キ場合ニ於テハ穀物検査所長ノ許可ヲ受ケ特別ノ正味重量又ハ包裝ト爲スコトヲ得
前項ノ許可ヲ受ケントスル者ハ其ノ事由、諸類ノ種類別數量用途、仕向先、一包裝ノ正味重量及包裝方法ヲ記載シタル願書ヲ穀物検査所長ニ提出スベシ

第十二條 檢査ヲ受クル諸類ノ包裝ニハ様式第一號ノ票箋ヲ依ニ在リテハ依口ニ叱其ノ他ノモノニ在リテハ之ニ準ズベキ箇所ニ結附クベシ

第十三條 檢査ヲ受ケントスル者ハ別ニ定ムル規程ニ依リ検査手數料ヲ納付スベシ

第十四條 檢査ヲ受ケントスル者ハ様式第三號ノ検査申請書ニ諸類生産者ニシテ其ノ生産ニ係ル諸類ヲ種子用トシテ検査ヲ受ケントスル者ハ様式第五號ノ種子用證印押捺申請書ニ諸類検査手數料領收證紙ヲ貼附シ之ニ買受者ノ購入證明書類ヲ添附シ最寄穀物検査所出張所ニ提出スベシ

第十五條 第三條第五號ノ検査ノ免除ヲ受ケントスル者ハ其ノ事由、種類、荷造及仕向先ヲ記載シタル書面ヲ以テ穀物検査所長ニ申請スベシ

前項ノ規定ニ依リ検査ノ免除ヲ受ケタル者ハ當該諸類ニ其ノ種類、數量、用途、受渡当事者ノ住所氏名及検査免除ヲ受ケタル年月日ヲ記載シタル荷札ヲ附シ之ニ穀物検査吏員ノ認印ヲ押捺ヲ受クベシ

第十六條 諸類（一口ノ數量ガ第九條ニ規定スル定量以上ノモノ）ヲ賣買以外ノ事由ニ依リ本縣内ニ於テ授受セントスル者ハ豫メ其ノ事由、種類別數量、包裝及受渡当事者ノ住所氏名

コトアルベシ

第二十二條 檢査ハ検査申請ノ順序ニ依リ之ヲ行フ但シ穀物検査吏員必要アリト認ムルトキハ其ノ順序ヲ變更スルコトヲ得
検査ハ穀物検査吏員特別ノ事由アリト認ムル場合ノ外日出前及日沒後ニ於テハ行ハズ

第二十三條 檢査申請者又ハ其ノ代理人ハ検査ニ立會シ穀物検査吏員ノ指示ニ從フベシ

検査吏員其ノ検査ヲ中止スルコトヲ得

第二十四條 穀物検査吏員検査ヲ行フニ當リ第八條、第九條、第十條又ハ第十二條ノ規定ニ適合セザルモノアリト認メタルトキハ其ノ検査ハ之ヲ中止ス

前項ノ規定ニ依リ検査ヲ中止シタルトキハ其ノ日ヨリ起算シ十日以内ニ不備ノ點ヲ補正シテ検査ヲ受クルニ非ザレバ其ノ諸類ニ付既ニ爲シタル検査申請ハ効力ヲ失フモノトス

第二十五條 穀物検査吏員検査ヲ行ヒタルトキハ其ノ検査等級及様式第八號ノ検査印ヲ、馬鈴薯ニ付テハ其ノ票箋ニ様式第六號ノ検査等級證印、樣式第七號ノ階級印及樣式第八號ノ檢査申請ヲ押捺ス
種子用トシテ申請アリタル諸類ニ付テハ必要ニ依リ其ノ票箋ニ應ジ生甘薯ニ付テハ其ノ票箋ニ付テハ其ノ票箋ニ樣式第六號ノ檢査等級證印、樣式第七號ノ階級印及樣式第八號ノ檢査印ヲ押捺ス
ニ樣式第九號ノ種子用證印及樣式第八號檢査印ヲ押捺ス

第二十六條 第二十七條、第三十條又ハ條三十一條ノ規定ニ依リ再検査ヲ受ケタル者ハ其ノ諸類ニ附シタル票箋ヲ破棄シ更ニ第十二條ニ定ムル票箋ヲ結付ケ第二十五條第一項ノ手續ヲ受クベシ

第二十七條 檢査申請者ニシテ検査等級又ハ階級ノ決定ニ對シ異議アルモノハ其ノ検査ノ終了シタル日ヨリ起算シ十日以内ニ様式第四號ノ諸類再検査申請書ニ諸類検査手數料領收證紙ヲ貼附シ穀物検査所長ニ再検査ノ申請ヲ爲スコトヲ得

第二十八條 諸類ノ票箋ニ押捺シタル検査等級證印、階級印、種子用證印又ハ検査印ヲ抹消スルトキハ様式第十號ノ消印ヲ用フ

第二十九條 票箋ニ種子用證印ノ押捺ヲ受ケタル諸類ヲ種子用以外ノ用ニ供スル爲受渡シ又ハ移出セントスル者ハ其ノ事由、種類別數量、現品所在地及仕向先ヲ記載シタル書面ヲ以テ最寄穀物検査所出張所ニ届出デ其ノ票箋ニ押捺セル種子用證印ノ抹消ヲ受クベシ

前項ノ抹消ヲ受ケタルトキハ本令ニ依リ更ニ検査ヲ受クベシ

此ノ場合ニ於テハ其ノ申請書ニハ諸類検査手數料領收證紙ノ貼附ヲ要セズ

第三章 取締

第三十條 檢査済ノ諸類ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノハ更ニ検査ヲ受クルニ非ザレバ之ヲ受渡シ又ハ移出スルコトヲ

前項ノ規定ニ依ル臨檢、閲覽及命令ハ正當ノ理由ナクシテ之ヲ拒ムコトヲ得ズ

第四章 罰則

第三十六條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ五十圓以下ノ罰金、拘留又ハ科料ニ處ス

一 第三十條、第十五條第二項、第十六條、第二十九條第一項、第三十條、第三十一條第二項、第三十二條第一項、第三

十四條又ハ第三十五條第二項ノ規定ニ違反シタル者
二 不正ノ手段ニ依リ検査ヲ受ケ若ハ受ケントシタル者又ハ検査ヲ免ル爲不正ノ行爲ヲ爲シタル者

三 檢査済諸類ニ不正手段ヲ施シタル者
四 故ナク検査済諸類ノ検査等級證印、階級印又ハ検査印ヲ抹消シ若ハ變造シ又ハ票箋ヲ破棄シタル者

五 檢査済諸類ノ票箋ヲ不正ニ使用シ又ハ其ノ記載事項ヲ改竄シタル者

第三十七條 本令ニ依ル義務者ハ其ノ代理人、戸主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ガ本令ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルコトヲ得ズ

第三十八條 本令ノ規定ニ違反シタル者ニ適用スペキ罰則ハ其

得ズ

一 包裝ヲ毀損シ又ハ改裝シタルモノ

二 檢査等級證印、階級印、種子用證印又ハ検査印ノ不明瞭トナリタルモノ

三 票箋ヲ毀損シ若ハ亡失シタルモノ

四 廉敗若ハ變質シ又ハ著シク損傷シタルモノ

五 著シク蟲害若ハ鼠害ヲ受ケタルモノ又ハ正味重量ヲ減ジタルモノ

六 票箋ヲ毀損シ若ハ亡失シタルモノ

七 檢査等級證印、階級印、種子用證印又ハ検査印ノ不明瞭トナリタルモノ

八 票箋ヲ毀損シ若ハ亡失シタルモノ

九 廉敗若ハ變質シ又ハ著シク損傷シタルモノ

十 著シク蟲害若ハ鼠害ヲ受ケタルモノ又ハ正味重量ヲ減ジタルモノ

十一 票箋ヲ毀損シ若ハ亡失シタルモノ

十二 檢査等級證印、階級印、種子用證印又ハ検査印ノ不明瞭トナリタルモノ

十三 票箋ヲ毀損シ若ハ亡失シタルモノ

十四 檢査等級證印、階級印、種子用證印又ハ検査印ノ不明瞭トナリタルモノ

(様式省略)

(2) 諸類配給統制規則施行細則

(兵庫縣令第七十五號)
(昭和十六年十月二十七日)

第一條 諸類配給統制規則(以下規則ト稱ス)第三條第一項第三號ノ許可ヲ受ケントスル者ハ許可申請書ニ左ニ掲タル事項ヲ記載シタル書類ヲ添附シ之ヲ知事ニ提出スベシ

二 申請ノ事由
一 二 買受ケントスル諸類ノ種類及数量
三 諸類ヲ買受ケントスル期間及地域

四 買受ケントスル諸類ノ豫定販賣先及用途
知事前項ノ許可ヲ爲シタルトキハ其ノ旨ヲ規則第三條第二項ノ市農會又ハ町村農會ニ通知ス

第二條 規則第三條第二項ニ該當スル場合ニ於テ諸類生産者ヨリ其ノ生産ニ係ル諸類ヲ買受ケントスル者ハ買受ケントスル諸類ノ數量ヲ當該諸類生産者ノ所屬スル市農會又ハ町村農會ニ届出ヅベシ

三、最高販賣價格

最高販賣價格

(一) 蔬菜及果實類

(昭和十六年七月四日農林省告示)
同年七月七日ヨリ實施

(昭和十六年八月十五日兵庫縣告示
同年八月十五日ヨリ實施)

(昭和十六年十一月六日改正)

一、果實

二、蔬

ト なと かし き
マ う ぼろ う 品
ト が ちう
ト すん やり リ 目

八 種子用ノモノノ最高販賣價格ハ別段ノ額ヲ指定セル場合ヲ除キ小賣業者販賣價格ヲ適用ス
 二 生産者ガ卸賣業者、小賣業者及業務上ノ實需者ニ販賣スル場合ノ價格ハ卸賣業者最高販賣價格ノ範圍内トス
 小賣業者ガ業務上ノ實需者ニ販賣スル場合ニ在リテハ小賣業者最高販賣價格ニ依リ得ルモノトス
 ハ 本表價格ハ引渡地ニ於ケル最高販賣價格トス
 但シ左記品目ノ左記引渡地ニ於ケル最高販賣價格ハ本表中產地業者最高販賣價格ニ依ルモノトス

(一) 果 實
 品 目 引 渡 地
 うんしゅうみかん 津名郡、三原郡、洲本市
 柿(其ノ他但シ美濃、神戸市、西宮市、尼崎市、芦屋市、伊丹市、飾磨市、姫路市、明石市、洲本市、武庫郡(山田村ヲ除ク))
 川邊郡、瀬村、西谷村(除ク)以外ノ地
 左衛門ヲ除ク
 なしき(二十世紀、菊城崎郡、出石郡、養父郡、朝來郡、美方郡、水洋梨、支那梨)
 も川邊郡川西町、武庫郡山田村
 わ津名郡、三原郡、洲本市
 リ神戸市、西宮市、尼崎市、芦屋市、伊丹市、飾磨市、姫路市、明石市、洲本市、武庫郡(山田村ヲ除ク)以外ノ地
 間田村、長尾村(除ク)以外ノ地

(一) 甘 諧 及 馬 鈴 薯

(農林省告示第六百七十三號 昭和十六年九月十二日 示第四百三十一號ハ廢止)

一、生産者最高販賣價格(十貫當)

(一) 甘諧最高販賣價格(單位圓)

	八月一九月	十月一十二月	一月一三月
兵庫	一等二等等外	一等二等等外	一等二等等外
	二・六 二・六 一・六	二・六 二・六 一・六	二・六 二・六 一・六
	四月一七月		
	一等二等等外		
	三・四 三・三 二・四		

(二) 馬鈴薯最高販賣價格(單位圓)

六月一十一月 十二月一二月 三月一五月

	大玉 小玉 格外	大玉 小玉 格外	大玉 小玉 格外
	二・四 二・二 一・六	二・六 二・四 二・二	三・三 三・二 二・四
	四月一七月		

イ 生産者最高販賣價格トハ生産者ノ產地最寄驛ホーム渡又ハ產地最寄港岸壁渡若クハ諸類配給統制規則第三條ノ統制機關(以下統制機關ト稱ス)ノ指定シタル集荷場所渡荷造包裝費込ノ價格ヲ謂フ
 前項以外ノ場所渡ノ最高販賣價格ハ本表ニ掲グル額ヨリ三十錢以内ニ於テ前項ノ引渡場所ヨリノ運賃諸掛等ノ實費ヲ控除シタル額トス
 ロ 販賣組合ノ最高販賣價格ハ生産者最高販賣價格十貫ニ付一錢ヲ、同聯合會ノ販賣價格ハ十貫ニ付二錢ヲ加算スルコト

ヲ得ルモノトス
 ハ等級格付ハ道府縣ノ検査又ハ農林大臣ノ承認ヲ受ケ地方長官ノ指定スル者ノ検査ニ依モノトシ、之ニ依ラザルモノノ出產者最高販賣價格ハ甘諧ニ在リテハ本表ニ掲グル二等ノ價格ヨリ、馬鈴薯ニ在リテハ小玉ノ價格ヨリ二十錢ヲ控除シタル額トス
 従前ノ検査規程ニ依ル場合ハ甘諧ニ在リテハ特等、一等又ハ松ノ表示ヲナスモノハ本表ニ掲グル一等ノ、一二等三等竹、梅、並又ハ合格ノ表示ヲナスモノハ本表ニ掲グル三等ノ、花、不合格又ハ格外ノ表示ヲナスモノハ本表ニ掲グル等外ノ價格ニ依ルモノトシ、馬鈴薯ニ在リテハ大玉、中玉ノ表示ヲナスモノハ本表ニ掲グル大玉ノ小玉ノ表示ヲナスモノハ小玉ノ不合格又ハ格外ノ表示ヲナスモノハ本表ニ掲グル等外ノ價格ニ依ルモノトシ、混玉ハ小玉ノ價格ニ五錢ヲ加ヘタル額ニ依ル
 ニ裸ノ儘販賣スルモノノ生産者最高販賣價格ハ本表ニ掲グル價格ヨリ三十錢ヲ控除シタル額トス
 本容量買受人持ノ場合ノ生産者最高販賣價格ハ本表ニ掲グル價格ヨリ二十錢ヲ控除シタル額トス

(參 考)
 (1) 本價格表中產地價格ナキモノハ產地ト雖モ消費地ニ於ケル卸賣竝ニ小賣業者ノ最高販賣價格ヲ適用シテ可
 (2) づまみなトハ軟白加工シタルモノヲ除ク普通ノ間引菜ノ謂ナリ
 (3) いんげん中ニハさゝげ、平豆、ふじまめハ含マズ
 (4) えだまめニハ枝付、根付ハ含ムモ葉付ハ含マズ
 (5) ねしようが中ニハ新しようが、芽しようが、ハ含マズ

磨市、姫路市、明石市、洲本市、武庫郡、川邊郡(多田村、東谷村、西谷村、中谷村、六瀬村ヲ除ク)以外ノ地
 神戸市、西宮市、尼崎市、芦屋市、伊丹市、飾磨市、姫路市、明石市、洲本市、武庫郡(山田村ヲ除ク)
 村(除ク)川邊郡(小濱村、川西町、立花村、園田村、長尾村ヲ除ク)以外ノ地

道府縣ノ検査ニ依リ種子用タル表示アルモノノ販賣價格ハ本表ニ掲グル一等ノ價格ニ甘諸ニ在リテハ一圓ヲ、馬鈴薯ニ在リテハ二圓ヲ加算シタル額ニ依ルコトヲ得ルモノトス諸類配給統制規則第三條第一項第二號乃至第四號ノ場合ニ於ケル生産者最高販賣價格ハ五貫以上ノ場合ニ在リテハ本表ニ掲グル價格、五貫未滿ノ場合ニ在リテハ卸賣業者最高販賣價格トス

手検査規程ニ依リ馬鈴薯ニ付混玉ノ階級ヲ認ムル場合ノ價格ハ小玉ノ價格ハ小玉ノ價格ニ五錢ヲ加算スルコトヲ得ルモノス

二、統制機關ノ最高販賣價格(十貫當)

(一) 甘諸最高販賣價格

兵庫	六月一十一月	十二月一七月	三月一五月	四月一七月
兵庫	二・八八	三・二八	三・七八	四月一七月
(二) 馬鈴薯最高販賣價格	三・〇〇	三・五〇	三・五〇	四・〇〇
兵庫	四・六〇	四・六〇	四・六〇	四・六〇

(二) 甘諸最高販賣價格

兵庫	六月一十一月	十二月一七月	三月一五月	四月一七月
兵庫	三・三四	一・八七	一・八七	四・〇〇
(二) 馬鈴薯最高販賣價格	三・五〇	三・五〇	三・五〇	四・六〇
兵庫	四・六〇	四・六〇	四・六〇	四・六〇

三、卸賣業者最高販賣價格及小賣業者最高販賣價格

(一) 甘諸最高販賣價格

兵庫	六月一十一月	十二月一七月	三月一五月	四月一七月
兵庫	三・二一	三・六三	四・一六	四・〇〇
(二) 馬鈴薯最高販賣價格	一・八七	一・八七	一・八七	四・〇〇
兵庫	四・六〇	四・六〇	四・六〇	四・六〇

(二) 甘諸最高販賣價格

兵庫	六月一十一月	十二月一七月	三月一五月	四月一七月
兵庫	三・二一	三・六三	四・一六	四・〇〇
(二) 馬鈴薯最高販賣價格	一・八七	一・八七	一・八七	四・〇〇
兵庫	四・六〇	四・六〇	四・六〇	四・六〇

込ノ價格ヲ謂フ、小賣業者ノ最高販賣價格トハ小賣業者ノ店先渡價格ヲ謂フ
卸賣業者ガ裸ノ儘販賣スルモノノ價格ハ本表ニ掲グル價格ヨリ三十錢ヲ控除シタル額ニ依ルモノトス
ハ道府縣ノ検査ニ依リ種子用タル表示アルモノノ卸賣業者最高販賣價格ハ本表ニ掲グル卸賣業者最高販賣價格ニ付甘諸

(三) 果樹類苗木及同砧木

(昭和十六年十一月十九日)

種類	品種名	販賣價格(百本當)	販賣價格(百本當)(一本當)
柑橘	一、温州蜜柑	一・〇〇	一・〇〇
	(一年生)	一・〇〇	一・〇〇
	(三年生)	三・〇〇	元・六〇
	(四年生)	四・〇〇	三・〇〇
二、其他ノ柑橘	(一年生)	二・〇〇	二・〇〇
	(三年生)	三・〇〇	三・〇〇
	(四年生)	四・〇〇	三・〇〇
無花果	三、尤老	元・六〇	元・六〇
	西洋梨及支那梨	二・〇〇	二・〇〇

其ノ他ノ柿	御所、次郎、百目	三・〇	一・六	一元
李	岡山五百號、岡山早生、興津、大久保、金桃、金露、神玉、高倉、大桃、白鳳、馬場、蟠桃、玲瓏、シムス、タスカン及フイリツブ	一・〇〇	一・〇〇	一元
杏	其ノ他ノ李	一・〇〇	一・〇〇	一元
桃	其ノ他ノ李	一・〇〇	一・〇〇	一元
梅	其ノ他ノ桃	一・〇〇	一・〇〇	一元
柿	其ノ他ノ柿	一・〇〇	一・〇〇	一元

ニ在リテハ一圓ヲ、馬鈴薯ニ在リテハ二圓ヲ加算シタル額ニ依ルコトヲ得ルモノトス

ニ本表ノ道府縣名ハ販賣先タル道府縣ヲ謂フモノトス
四、地方長官農林大臣ノ承認ヲ受ケ本表價格ノ範圍内ニ於テ別段ノ額ヲ指定シタル場合ハ本表價格ハ之ヲ適用セズ

道府縣ノ検査ニ依リ種子用タル表示アルモノノ統制機關ノ最高販賣價格ハ本表ニ掲グル價格ニ甘諸ニ在リテハ一圓ヲ加算シタル額ニ依ルコトヲ得ルモノトス
馬鈴薯ニ在リテハ二圓ヲ加算シタル額ニ依ルコトヲ得ルモノトス
ハ諸類配給統制規則第十條ニ依リ農林大臣ノ指定スル物品ノ製造原料用ノモノノ統制機關ノ販賣價額八十貫當二圓八十錢ノ範圍内ニ於テ農林大臣ノ承認ヲ受ケタル價格ニ依ルコトヲ得ルモノトス

ニ本表ノ道府縣名ハ販賣先タル道府縣ヲ謂フモノトス

(四) 生花切花及枝物類

農林省告示第百四十七號
昭和十六年六月十四日
農林省告示第三號
昭和十六年十月六日限
リ廢止

品名	通稱別名	単位	期間	卸賣最高價
アーチチヨーク	朝鮮蘇	一本	ク 十一月ヨリ翌年三月迄	三〇
アイリス			其ノ他ノ月	三一
アガバンサス		一本(葉付)		三二
アザミ		一本	十二月ヨリ翌年四月迄	三三
アスクレピアス	宿根ヤ	一本	其ノ他ノ月	三四
・チュベローサス		ク		三五
アスピラガス	(ミリオクラダス)	一本	一本(二尺以上)	三六
同	(フルカタス)	一本	ク(二尺未滿)	三七
同(其ノ他)		一本	一本(二尺以上)	三八
アネモネ	ク(二尺未滿)	一本	ク(二尺未滿)	三九
アネモネ	一本	一本	一月ヨリ三月迄	四〇
一本(葉付)	其ノ他ノ月	一本	其ノ他ノ月	四一
ク	一月ヨリ三月迄	一本		四二
アンスリウム		一本		四三
アマリリス		一本		四四
イキシア		一本		四五

一切花及葉物

販賣業最高購賣價格		（一本當）		（百本當）		（一本當）															
一・五	一・九五	三・九〇	四・五五	三・二五	四・五五	二・六〇	四・五五	三・九〇	三・二五	二・六〇	四・五五	三・九〇	三・二五	二・六〇	四・五五	三・九〇	三・二五	二・六〇	四・五五	三・九〇	三・二五
一・五	一・九五	三・九〇	四・五五	三・二五	四・五五	二・六〇	四・五五	三・九〇	三・二五	二・六〇	四・五五	三・九〇	三・二五	二・六〇	四・五五	三・九〇	三・二五	二・六〇	四・五五	三・九〇	三・二五
一・五	一・九五	三・九〇	四・五五	三・二五	四・五五	二・六〇	四・五五	三・九〇	三・二五	二・六〇	四・五五	三・九〇	三・二五	二・六〇	四・五五	三・九〇	三・二五	二・六〇	四・五五	三・九〇	三・二五
一・五	一・九五	三・九〇	四・五五	三・二五	四・五五	二・六〇	四・五五	三・九〇	三・二五	二・六〇	四・五五	三・九〇	三・二五	二・六〇	四・五五	三・九〇	三・二五	二・六〇	四・五五	三・九〇	三・二五
一・五	一・九五	三・九〇	四・五五	三・二五	四・五五	二・六〇	四・五五	三・九〇	三・二五	二・六〇	四・五五	三・九〇	三・二五	二・六〇	四・五五	三・九〇	三・二五	二・六〇	四・五五	三・九〇	三・二五

印度、ゴールデンデリシアス、
ショットウェルデリシアス、
スタークリング及リチャードデ
リシアス

一、生産者販賣價格ハ生産者庭先渡又ハ生産者圃場渡價格ニシテ穗木代、精選費及取引慣習ニ依ル包装費竝ニ苗木業者及苗木生産組合等ガ生産者ニ對シ支出シタル諸掛ヲ含ミ荷造

二、販賣業者販賣價格ハ店先渡價格ニシテ取引慣習ニ依ル包裝費ヲ含ミ荷造費ヲ含マズ

販賣業者一種類又ハ一品種ニ付二十本以内ノ取引單位トシテ販賣スル場合ニ限り一本當ノ價格ニ依ルコトヲ得

ノ價格ハ本表價格ノ五割安トス
道府縣ノ検査又ハ道府縣ノ承認セル團體等ノ検査ニ依リ特
奪苗ノ認定ヲ受ケ其ノ登票ヲ添付セルモノノ價格ハ本表價

四、取引ニ當リ錢位未満ノ端數ヲ生ジタル場合ハ四捨五入スル
格ノ一割ヲ加算スルコトヲ得

モノトス
五、地方長官本表價格ノ範圍内ニ於テ別段ノ額ヲ指定シタルト
キハ本表價格ハ之ヲ適用セズ

(十一月二十二日より施行)

—

卷之三

(農林省告示第七百四十七號
昭和十六年六月十四日
昭和十六年一月農林省告示第三號
昭和十六年十月六日限リ廢止)

イチハツ (花) 一本(葉付)二月ヨリ三月迄
其ノ他ノ月

同エモゾダギク(葉)
一活一本活
一一〇

オモト(斑入葉、 ダイソウカン)	一活(實付) ク(實無)
同(其ノ他)	一活(實付)

カーネーション
一本 (賞無)
十二月ヨリ翌年三月迄
四月ヨリ五月迄
三八五
一
ニ

ガリベラ
一本(葉付) 十一月ヨリ翌年五月迄
其ノ他ノ月

カハホネ
兜菊一本
トリカブト
ク一清

スヰートピー
一本(三輪咲以上)
タ(二輪咲以下)
サルタン
ホヒヤグルマ

二、植物及木物

四六

品名	別名稱	單位	期間	卸賣最高價	小賣最低價
一、枝物					
青木(ベツコウ)	(其ノ他)	一把(三尺以上)一本當			
同	(其ノ他)	一把(三尺以上)一本當	ク		
アカシア		一把(三尺以上)一本當	ク		
アケビ		一把(三尺以上)一本當	ク		
アザ井		一本	一本		
アラギ		一把(三尺以上)一本當	一月ヨリ四月迄		
アラヤ(金)	(其ノ他)	一把(三尺以上)一本當	其ノ他ノ月		
アマリ	(其ノ他)	一把(三尺以上)一本當	十二月ヨリ翌年四月迄		
イワヅ		ク	一月ヨリ三月迄		
ウツギ		ク	其ノ他ノ月		
梅		ク	十二月ヨリ翌年二月迄		
ウメモドキ(幹付)	(其ノ他)	ク	其ノ他ノ月		
エニシダ(白花)	(其ノ他)	ク	一本(二尺以上)		

エンコウスギ(根切)	一把(三尺以上)	一本當	同 (其ノ他)	ク	十二月ヨリ翌年四月迄
オホヤマレンゲ	一把(二尺以上)	一本當	海棠 (根付)	一本(二尺以上)一本當	一月ヨリ四月迄
柿	一本(三尺以上)		(其ノ他)	一月ヨリ四月迄	其ノ他ノ月
カヘテ(根付)	ク		同 (其ノ他)	一月ヨリ四月迄	
カクレミノ	一把(三尺以上)一本當		カヘテ(根付)	一月ヨリ四月迄	
ガグアデサヰ(ガク)	一本		同 (其ノ他)	一月ヨリ四月迄	
カラマツ (根付)	落葉松 一本(三尺以上)		カクレミノ	其ノ他ノ月	
キイチゴ	一把(三尺以上)一本當		ガグアデサヰ(ガク)	一月ヨリ四月迄	
キヤラ	キヤラボク	ク	カクレミノ	其ノ他ノ月	
火竹	桃	ク	カラマツ (根付)	落葉松 一本(三尺以上)	
ギヨクスヰ			キイチゴ	一把(三尺以上)一本當	
ギヨリウ			キヤラ	キヤラボク	ク
ギヨクスヰ			火竹	桃	ク
ギヨリウ			ギヨクスヰ		

其ノ他ノ月	キ ン カ ン ク チ ナ シ	荒 神 松 栗	一本(二尺以上) 一把(三尺以上)一本當
タ	タ	一本(一尺五寸以上) ク(一尺五寸未滿)	タ
高野 楢(根付)	同 (其ノ他)	一把(三尺以上)一本當	
コ デ マ リ	ク ク		
コトネアスター	ク ク		
コ ブ ン	ク ク		
五葉松(根付ヲ含ム)ク			
サカキ(マサカキ) 一貫			
同 (ヒサカキ) ク			
櫻 (ハ重)			
一把(三尺以上)一本當			
一月ヨリ三月迄			

云 未一未以一以一
滿本滿上本上本
一二二一三二 尺 尺 尺 尺 尺 尺

實付及苦付等含ムノトス

取引ニ當リ錢位未満ノ端數ヲ生ジタル場合ハ四捨五入スルモノトス

七 本表ノ「木物」トハ樹齡、樹姿其ノ他ノ形狀ヨリ見テ古木物トシテ取引セラル可キモノヲ謂フ

八 本表價格ハ東京市、大阪市、京都市、横濱市及神戸市ニ於ケル價格トス

九 本表價格ハ東京市、大阪市、京都市、横濱市及神戸市ニ於

ケル價格トス

七 實付及苦付等含ムノトス

取引ニ當リ錢位未満ノ端數ヲ生ジタル場合ハ四捨五入スルモノトス

八 本表ノ「木物」トハ樹齡、樹姿其ノ他ノ形狀ヨリ見テ古木物トシテ取引セラル可キモノヲ謂フ

九 本表價格ハ東京市、大阪市、京都市、横濱市及神戸市ニ於

ケル價格トス

七 實付及苦付等含ムノトス

取引ニ當リ錢位未満ノ端數ヲ生ジタル場合ハ四捨五入スルモノトス

八 本表ノ「木物」トハ樹齡、樹姿其ノ他ノ形狀ヨリ見テ古木物トシテ取引セラル可キモノヲ謂フ

九 本表價格ハ東京市、大阪市、京都市、横濱市及神戸市ニ於

ケル價格トス

(五) 蔬 菜 種 子

種類	品種	生産者	單位		小賣價格	摘要
			當味格(正價)	卸賣價(正價)		
佛花及墓花	(大)	官重、聖護院	一石(正價)	一石(正價)	一把切花及枝物等(六本以上)	一把切花及枝物等(四本以上)
同	(小)	練馬、美濃早生	一石(正價)	一石(正價)	一把切花及枝物等(六本以上)	一把切花及枝物等(四本以上)
其 ノ 他	時無、龜井戸	一石(正價)	一石(正價)	一石(正價)	一把切花及枝物等(六本以上)	一把切花及枝物等(四本以上)
其 ノ 他	其 ノ 他	其 ノ 他	其 ノ 他	其 ノ 他	其 ノ 他	其 ノ 他

(農林省告示第四百六十號)

かぶ	燕	小		三寸種、五寸種	ノモノコト(總毛付)	金時(毛付)
		其 ノ 他	其 ノ 他			
にんじん	燕	四〇	四〇	七・三	八・一	五
ごぼう	燕	二〇	二〇	二・〇	二・〇	三
にんじん	燕	五〇	五〇	九・〇	一・只	三
ごぼう	燕	三〇	三〇	一・六	一・六	四
にんじん	燕	三〇	三〇	一・六	一・六	五
ごぼう	燕	三〇	三〇	一・六	一・六	六
にんじん	燕	三〇	三〇	一・六	一・六	七
ごぼう	燕	三〇	三〇	一・六	一・六	八
にんじん	燕	三〇	三〇	一・六	一・六	九
ごぼう	燕	三〇	三〇	一・六	一・六	一〇
にんじん	燕	三〇	三〇	一・六	一・六	一一
ごぼう	燕	三〇	三〇	一・六	一・六	一二
にんじん	燕	三〇	三〇	一・六	一・六	一三
ごぼう	燕	三〇	三〇	一・六	一・六	一四
にんじん	燕	三〇	三〇	一・六	一・六	一五
ごぼう	燕	三〇	三〇	一・六	一・六	一六
にんじん	燕	三〇	三〇	一・六	一・六	一七
ごぼう	燕	三〇	三〇	一・六	一・六	一八
にんじん	燕	三〇	三〇	一・六	一・六	一九
ごぼう	燕	三〇	三〇	一・六	一・六	二〇
にんじん	燕	三〇	三〇	一・六	一・六	二一
ごぼう	燕	三〇	三〇	一・六	一・六	二二
にんじん	燕	三〇	三〇	一・六	一・六	二三
ごぼう	燕	三〇	三〇	一・六	一・六	二四
にんじん	燕	三〇	三〇	一・六	一・六	二五
ごぼう	燕	三〇	三〇	一・六	一・六	二六
にんじん	燕	三〇	三〇	一・六	一・六	二七
ごぼう	燕	三〇	三〇	一・六	一・六	二八
にんじん	燕	三〇	三〇	一・六	一・六	二九
ごぼう	燕	三〇	三〇	一・六	一・六	三〇
にんじん	燕	三〇	三〇	一・六	一・六	三一
ごぼう	燕	三〇	三〇	一・六	一・六	三二
にんじん	燕	三〇	三〇	一・六	一・六	三三
ごぼう	燕	三〇	三〇	一・六	一・六	三四
にんじん	燕	三〇	三〇	一・六	一・六	三五
ごぼう	燕	三〇	三〇	一・六	一・六	三六
にんじん	燕	三〇	三〇	一・六	一・六	三七
ごぼう	燕	三〇	三〇	一・六	一・六	三八
にんじん	燕	三〇	三〇	一・六	一・六	三九
ごぼう	燕	三〇	三〇	一・六	一・六	四〇
にんじん	燕	三〇	三〇	一・六	一・六	四一
ごぼう	燕	三〇	三〇	一・六	一・六	四二
にんじん	燕	三〇	三〇	一・六	一・六	四三
ごぼう	燕	三〇	三〇	一・六	一・六	四四
にんじん	燕	三〇	三〇	一・六	一・六	四五
ごぼう	燕	三〇	三〇	一・六	一・六	四五
にんじん	燕	三〇	三〇	一・六	一・六	四六
ごぼう	燕	三〇	三〇	一・六	一・六	四七
にんじん	燕	三〇	三〇	一・六	一・六	四八
ごぼう	燕	三〇	三〇	一・六	一・六	四九
にんじん	燕	三〇	三〇	一・六	一・六	五〇
ごぼう	燕	三〇	三〇	一・六	一・六	五一
にんじん	燕	三〇	三〇	一・六	一・六	五二
ごぼう	燕	三〇	三〇	一・六	一・六	五三
にんじん	燕	三〇	三〇	一・六	一・六	五四
ごぼう	燕	三〇	三〇	一・六	一・六	五五
にんじん	燕	三〇	三〇	一・六	一・六	五六
ごぼう	燕	三〇	三〇	一・六	一・六	五六
にんじん	燕	三〇	三〇	一・六	一・六	五七
ごぼう	燕	三〇	三〇	一・六	一・六	五八
にんじん	燕	三〇	三〇	一・六	一・六	五九
ごぼう	燕	三〇	三〇	一・六	一・六	六〇
にんじん	燕	三〇	三〇	一・六	一・六	六一
ごぼう	燕	三〇	三〇	一・六	一・六	六二
にんじん	燕	三〇	三〇	一・六	一・六	六三
ごぼう	燕	三〇	三〇	一・六	一・六	六四
にんじん	燕	三〇	三〇	一・六	一・六	六五
ごぼう	燕	三〇	三〇	一・六	一・六	六六
にんじん	燕	三〇	三〇	一・六	一・六	六七
ごぼう	燕	三〇	三〇	一・六	一・六	六八
にんじん	燕	三〇	三〇	一・六	一・六	六九
ごぼう	燕	三〇	三〇	一・六	一・六	七〇
にんじん	燕	三〇	三〇	一・六	一・六	七一
ごぼう	燕	三〇	三〇	一・六	一・六	七二
にんじん	燕	三〇	三〇	一・六	一・六	七三
ごぼう	燕	三〇	三〇	一・六	一・六	七四
にんじん	燕	三〇	三〇	一・六	一・六	七五
ごぼう	燕	三〇	三〇	一・六	一・六	七六
にんじん	燕	三〇	三〇	一・六	一・六	七七
ごぼう	燕	三〇	三〇	一・六	一・六	七八
にんじん	燕	三〇	三〇	一・六	一・六	七九
ごぼう	燕	三〇	三〇	一・六	一・六	八〇
にんじん	燕	三〇	三〇	一・六	一・六	八一
ごぼう	燕	三〇	三〇	一・六	一・六	八二
にんじん	燕	三〇	三〇	一・六	一・六	八三
ごぼう	燕	三〇	三〇	一・六	一・六	八四
にんじん	燕	三〇	三〇	一・六	一・六	八五
ごぼう	燕	三〇	三〇	一・六	一・六	八六
にんじん	燕	三〇	三〇	一・六	一・六	八七
ごぼう	燕	三〇	三〇	一・六	一・六	八八
にんじん	燕	三〇	三〇	一・六	一・六	八九
ごぼう	燕	三〇	三〇	一・六	一・六	九〇
にんじん	燕	三〇	三〇	一・六	一・六</	

(六) 花卉球根及花卉類苗

(農林省告示第六百三號)
昭和十五年十二月四日實施

一、花卉球根

○價渡者
當一賣先產者

球一價卸
當○格賣

當一價小
球格賣

球周ノ當賞

其ノ他ダーウヰン種
早咲一重種
早咲八重種
コツテージ種
トライアンフ種

三寸六分以上	八〇	三寸六分以上	四〇	三寸六分以上	四〇
六〇	一	八〇	一	六〇	一

其其黃白黃白
ノノ色色色色
他他種種種種

三〇	四〇	六〇	八
合	三〇	五寸以上	
三〇	三〇	四寸以上	
三	五	五寸以上	

ホワイトフェザーブレイクオーディンクフエボリットコロネーションヨンタルバルトロードクターネルソンショックズンコンマンダケードルフレーミングスオードル

一〇四三寸以上

ペアボゲモジカサシスレ プベエミミアジスゴドミ
ヤンカツセセヨクタフ
ティーライシユレドリレクススメ
イルハロアルヤワツスンセナコトブリントベル
ービンイトップグシ一ドンベル
ヌツツトソンベレスレドツリルドンベル
ナミサニグベツンリリンソソマブリネル
サミサンロダダリソソマブリネル
ルスコフニンニナスンカンスムトム

一〇
一四
二〇 三寸以上

コン	マ	ン	ダ	ケ					
フレ	ー	ミ	ン	グ	ス	オ	ー	ド	
シア	ア	グ	シ	ミ	バ	ボ	オ	ミ	セス
ン	ン	ラ	ユ	ワ	ブ	グ	レ	ー	、イ
ユ	ニ	フ	ツ	ー	ペ	ル	ン	ド	、エ
ー	テ	イ	シ	ユ	ペ	ル	チ	オ	、ハミ
イ	ウ	ト	ユ	ソ	ン	ガ	ン	ブ	ル
エ	ロ	レ	ソ	ベ	ソ	ー	イ	オ	ー
ー	ブ	ー	ソ	ム	ム	ム	ト	オ	ル
フ	ム	フ	ム	オ	ン	ル	ス	ン	ダ
コ	ン	フ	ル	マ	ン	ル	ト	ミ	ケ

五三	二七·四〇	三寸三分以上
二〇	二七·四〇	三寸三分以上

	百	水	ス
其	ス 天 山	鹿 晚 早	其 支 八 口 小 大 房
カ	ノ	生 生	ラ ラ ツ バ
シ	蓋 百	子 鐵 鐵	重 紅 呀 哎
大	一 重 種	白 花 種	ノ 哎 仙
正	百 合 合	赤 花 種	ツ バ 哎
ス	千 草 日 ノ 出	黃 花 種	他
カ		砲 砲	種 種 種 種
シ		他	他
他			

五寸以上	四寸五分以上	三寸三分以上	二寸三分以上	三寸六分以上
八〇	六〇	八〇	一〇	一〇
八〇	六〇	六〇	一〇	一〇
八〇	六〇	六〇	一〇	一〇
八〇	六〇	六〇	一〇	一〇
五寸以上	四寸五分以上	三寸三分以上	二寸三分以上	三寸六分以上

フリージヤ	レフレクタアルバ	其ノ他
エキシヤ	レナンキュラス	
クロツカス	名稱付モノ	
アネモネ	其ノ他	
セントブリヂット	アネモネ	
實生モノ	其ノ他	
二年生モノ	アネモネ	
(吹詣咲種)	セントブリヂット	
アイリス	アネモネ	
ダツチ種	セントブリヂット	
ブルオーション	セントブリヂット	
イングリッシュユ種	セントブリヂット	
テンジタナ種	セントブリヂット	
混合	セントブリヂット	
其ノ他	セントブリヂット	
ムスカリム	セントブリヂット	
トリトニア	セントブリヂット	
オニソガラム	セントブリヂット	

力	カラ	ア	カ	ダ
ラ	ヂューム	マリリ	ボンポン	ビオニ
ー	辨	スノ	シヨー	カクタス
ム	種	色	ポン	リヤ
	種	ナ	一	他ノ秋植種
	他種	種	唉	其ノ他ノ秋植種
	種	種	唉	其ノ他ノ秋植種
	他種	種	唉	其ノ他ノ秋植種
	種	種	唉	其ノ他ノ秋植種

一、花卉球根

品種	カクタス咲種 金閃	神代錦、興亞、中秋の月、群千鳥 「ミス有馬」、「フランメンスペル」	渓流、「ミスグローリー」、「サンラ イト」、「ゴールデンジュエル」、「ミ スペルジユーム」	デコラチープ咲種 瑞雲、金鶴、暖流、勳光、銀水、 黄雲殿、金鶴、有馬娘、「ニッポン」、「カ ーブギルホル」、「ヤンビ」、「ニッポン」、「カ ーボーグレート」、「サタンダード」、「バ ーレゴース・サープライズ」	一販先 ○賣渡 ○球當 ○最高 ○價格 ○庭當
販賣最高 ○球當 ○價格 ○當庭 ○生當 ○產當 ○價當 ○高當	卸賣最高 ○球當 ○價格 ○當庭 ○生當 ○產當 ○價當 ○高當	小賣最高 ○球當 ○價格 ○當庭 ○生當 ○產當 ○價當 ○高當			
一〇・二〇	一〇・〇〇	五・〇〇	七・二〇	一〇・五〇	一四・〇〇
一〇・五〇	一四・〇〇	四・九〇	七・〇〇	一・〇〇	二・〇〇
一・五〇	二・〇〇	一・七〇	一・〇〇	一・五〇	一・五〇

(七) 花卉球根及花卉類苗特別種

(兵庫縣告示第千二十四號)
(昭和十六年九月六日)

二、花卉類苗(一本當)

五七

コラチープ、瑞雲、黄金殿、有馬娘、「ニッポン」、カ
テ、暖流、勳光、銀水、
黄瑞雲、金鶴、暖流、勳光、銀水、
白櫛、「アツラ」、「ロード古フオ
ンタム」、「レランドスタンホード」
「クララカーダー」、「ベルベットワ
ンダー」、「メリーライーレッドフア

11.00	11.00	11.00
11.00	11.00	11.00
11.00	11.00	11.00

白絃、國富、式部

品種	生產者庭 先渡最高 販賣價格	卸賣最高 販賣價格	小賣最高 販賣價格
白絃、國富、式部	元	円	円
曉雲、ペラゴニユーム、曉光、ト	三	七	五
ライヤンブ	二	一	四

三〇〇 四〇〇 五〇〇
斑入觀音竹苗

- 一 生産者庭先渡販賣價格ハ球根代、精選費、荷造包裝費竝ニ種苗業者及採種組合ガ生産者ニ對シ支出シタル生産ニ要スル諸掛ヲ含ム
- 二 卸賣及小賣價格ハ店先渡價格ニシテ取引慣習ニ依ル包裝費ヲ含ミ荷造費ヲ含マズ
- 三 本表ニ掲タル一球當球周一寸以下ノモノノ價格ハ三分五厘ヲ減ズル毎ニ一割五分減トシ錢位未滿ノ端數ハ四捨五入トス
- 四 本表ニ掲タル球根ノ價格ハ病害損傷ナク土ノ附着セザルモノノ價格トス
- 五 牡丹苗及芍藥苗ハ一輪咲ノモノノ價格ニシテ二輪咲以上ノモノノ價格ハ着數ニ依リ倍加スルモノトス
- 六 カーネーション苗、バラ苗、アザレア苗、菊苗、牡丹苗及芍藥苗ノ特別種ニ付テモ本表ニ掲タル普通種ノ價格ヲ適用ス但シ地方長官ニ於テ特別種ニ付品種ヲ指示シテ別段ノ額ヲ指定シタルトキハソノ額ニ依ルモノトス
- 七 本表ニ掲タル百合球根ノ價格ハ輸出ノモノニハ之ヲ適用セズ
- 八 地方長官本表價格ノ範圍内ニ於テ別段ノ類ノ指定ヲ爲シタルトキハ本表價格ハ之ヲ適用セズ

(三) バラ苗(二年生以内ノモノ)		(四) アザレヤ苗(二年生以内ノモノ)		(五) 牡丹苗		(六) 菊薬苗	
品種	販賣價格最高庭	品種	販賣價格最高庭	品種	販賣價格最高庭	品種	販賣價格最高庭
しらさき、新ひかり、はやぶさ、 しらさき、ほととぎす	・五	新京、王冠、寒牡丹	・三	四海波、十二一重、玉垂錦、曉山錦	・三	八紘の錦	・七
八紘の錦	・三	新海波、十二一重、玉垂錦、曉山錦	・三	聖代の曉	・三	夏菊	・六
聖代の曉	・三	聖代の曉	・三	牡丹	・三	菊	・三
牡丹	・三	牡丹	・三	菊	・三	夏菊	・六
菊	・三	菊	・三	夏菊	・六	菊	・三
夏菊	・六	夏菊	・六	菊	・三	菊	・三

(1) 黄花種		(2) 黄花種以外ノモノ		金陽、金鶴		金晃	
品種	砧木ノ種別	品種	砧木ノ種別	帝	牡丹砧木ノモノ	芍藥砧木ノモノ	芍藥砧木ノモノ
天女ノ羽衣、夕陽	芍藥砧木ノモノ	天女ノ羽衣、夕陽	牡丹砧木ノモノ	牡丹砧木ノモノ	牡丹砧木ノモノ	牡丹砧木ノモノ	牡丹砧木ノモノ
御所の春	牡丹砧木ノモノ	御所の春	牡丹砧木ノモノ	金	金	金	金
御所の春	牡丹砧木ノモノ	御所の春	牡丹砧木ノモノ	陽	陽	晃	晃
天女ノ羽衣、夕陽	牡丹砧木ノモノ	天女ノ羽衣、夕陽	牡丹砧木ノモノ	金	金	金	金
御所の春	牡丹砧木ノモノ	御所の春	牡丹砧木ノモノ	帝	帝	帝	帝
天女ノ羽衣、夕陽	牡丹砧木ノモノ	天女ノ羽衣、夕陽	牡丹砧木ノモノ	金	金	金	金

天陽明門、御紫光殿、黒鳳錦		月世界、御繁芳殿、御幸鳳門		天女ノ羽衣、夕陽		金陽、金鶴	
牡丹砧木ノモノ	芍藥砧木ノモノ	牡丹砧木ノモノ	芍藥砧木ノモノ	牡丹砧木ノモノ	芍藥砧木ノモノ	牡丹砧木ノモノ	芍藥砧木ノモノ
牡丹砧木ノモノ	牡丹砧木ノモノ	牡丹砧木ノモノ	牡丹砧木ノモノ	金	金	金	金
牡丹砧木ノモノ	牡丹砧木ノモノ	牡丹砧木ノモノ	牡丹砧木ノモノ	陽	陽	晃	晃
牡丹砧木ノモノ	牡丹砧木ノモノ	牡丹砧木ノモノ	牡丹砧木ノモノ	金	金	金	金
牡丹砧木ノモノ	牡丹砧木ノモノ	牡丹砧木ノモノ	牡丹砧木ノモノ	帝	帝	帝	帝
牡丹砧木ノモノ	牡丹砧木ノモノ	牡丹砧木ノモノ	牡丹砧木ノモノ	金	金	金	金
牡丹砧木ノモノ	牡丹砧木ノモノ	牡丹砧木ノモノ	牡丹砧木ノモノ	陽	陽	晃	晃

(六) 菊薬苗

(1) 日本種

品種	種	品種	種
群芳樓、紅衣、忠勇の玉、日出鶴、照陽星、海原、大捷、波瀾溫、金陽	販賣價格最高庭	群芳樓、紅衣、忠勇の玉、日出鶴、照陽星、海原、大捷、波瀾溫、金陽	販賣價格最高庭
青花、天人冠、奇人好、塘出の鷹、大和錦、無双、錦延三階	・六	青花、天人冠、奇人好、塘出の鷹、大和錦、無双、錦延三階	・三
アーチー・ダスラー、ラチエルテリ	・三	アーチー・ダスラー、ラチエルテリ	・三
メード・ダスラー、ラチエルテリ	・一	メード・ダスラー、ラチエルテリ	・一
一、皇國の譽、聖代の譽、大楠公	・一	一、皇國の譽、聖代の譽、大楠公	・一

◇花卉種子販賣價格

品名	品種	卸賣價格	小賣價格	正味	合當	當一正味	當一正味	當一小袋	容一小袋	量袋
アクロクリニーム	一重咲種	・四	・四	・四	・四	・四	・四	・四	・四	・四
八重咲種	・四	・四	・四	・四	・四	・四	・四	・四	・四	・四
アマランサス	宿根生種	・五	・五	・五	・五	・五	・五	・五	・五	・五
ワルエンダス種	コーダタス種	・五	・五	・五	・五	・五	・五	・五	・五	・五
アゲラタム	高性植	・五	・五	・五	・五	・五	・五	・五	・五	・五
アゲロステンマ	矮生種	・五	・五	・五	・五	・五	・五	・五	・五	・五

(農林省告示第六百四號)

一、生産者庭先渡販賣價格ハ原球代、精選費、荷造包裝費
並ニ種苗業者方生産者ニ對シ支出シタル生産ニ要スル
諸掛ヲ含ム

二、卸賣及小賣價格ハ店先渡價格ニシテ取引慣習ニ依ル包
裝費ヲ含ミ荷造費ヲ含マズ

三、本表ニ掲タル球根ノ價格ハ病害傷ナク土ノ附着セザル
モノノ價格トス

四、牡丹苗及芍藥苗ハ一輪咲ノモノノ價格ニシテ二輪咲以
上ノモノノ價格ハ着數ニ依リ倍加スルモノトス

アゲラタム高性植	・五	アゲラタム高性植	・五	アゲラタム高性植	・五	アゲラタム高性植	・五
アゲロステンマ一年生種	・五	アゲロステンマ一年生種	・五	アゲロステンマ一年生種	・五	アゲロステンマ一年生種	・五
アマランサス宿根生種	・五	アマランサス宿根生種	・五	アマランサス宿根生種	・五	アマランサス宿根生種	・五
ワルエンダス種	・五	ワルエンダス種	・五	ワルエンダス種	・五	ワルエンダス種	・五
アゲラタム高性植	・五	アゲラタム高性植	・五	アゲラタム高性植	・五	アゲラタム高性植	・五
アゲロステンマ一年生種	・五	アゲロステンマ一年生種	・五	アゲロステンマ一年生種	・五	アゲロステンマ一年生種	・五
アマランサス宿根生種	・五	アマランサス宿根生種	・五	アマランサス宿根生種	・五	アマランサス宿根生種	・五
ワルエンダス種	・五	ワルエンダス種	・五	ワルエンダス種	・五	ワルエンダス種	・五

(八) 花種子

品名	品種	卸賣價格	小賣價格	正味	合當	當一正味	當一正味	當一小袋	容一小袋	量袋
アクロクリニーム	一重咲種	・四	・四	・四	・四	・四	・四	・四	・四	・四
八重咲種	・四	・四	・四	・四	・四	・四	・四	・四	・四	・四
アマランサス	宿根生種	・五	・五	・五	・五	・五	・五	・五	・五	・五
ワルエンダス種	コーダタス種	・五	・五	・五	・五	・五	・五	・五	・五	・五
アゲラタム	高性植	・五	・五	・五	・五	・五	・五	・五	・五	・五
アゲロステンマ	矮生種	・五	・五	・五	・五	・五	・五	・五	・五	・五

セントーレア	クリプト種 サイアナス	八重咲種 一重咲種
クリサンセマム	カリナタム	カリナタム
アリツサム	カリナタム	カリナタム
アークトチス	アスクレピアス	アスクレピアス
カリオブテリス	一年生種	一年生種
ヒマワリヤ	宿根性種	宿根性種
ピスカリヤ		
シャスタデージー	早咲系種	早咲系種
クレオメ	大輪咲系種	大輪咲系種
コリュース	中葉種	中葉種
コスモス	大葉種	大葉種
ターリヤー	一重咲種	一重咲種
サインプレスバイン	八重咲種	八重咲種

ジキタリス	デイルモルフオーネカ
エスコルシヤ	一重咲種
ユーホルビア	ヘテロヒラ種
ゲラーデアー種	バリエガタ種
ダイアンサス	一年生種
グローブアマランザス普通種	宿根性種
ジブソヒラドア	一重咲種
ヘリクリサム	八重咲種
ホリホツク	宿根性種
ムーソフラワー	一重咲種
葉牡丹	白花種
葛コキ	赤花種
ラーカスバー	一重咲種

アネモネ	アンテリナム	アキレイギア	アスター	蒲	其一等デボ都 重ノ咲 他種立キン	サリシフオリニアス 八重咲種 高性種 矮性種 長尾系種 一重咲種 八重咲種
スプレンデンス	アンテリナム	アキレイギア	アスター	蒲	其一等デボ都 重ノ咲 他種立キン	サリシフオリニアス 八重咲種 高性種 矮性種 長尾系種 一重咲種 八重咲種
デニンス	アンテリナム	アキレイギア	アスター	蒲	其一等デボ都 重ノ咲 他種立キン	サリシフオリニアス 八重咲種 高性種 矮性種 長尾系種 一重咲種 八重咲種
ス	アンテリナム	アキレイギア	アスター	蒲	其一等デボ都 重ノ咲 他種立キン	サリシフオリニアス 八重咲種 高性種 矮性種 長尾系種 一重咲種 八重咲種
種種	アンテリナム	アキレイギア	アスター	蒲	其一等デボ都 重ノ咲 他種立キン	サリシフオリニアス 八重咲種 高性種 矮性種 長尾系種 一重咲種 八重咲種

パルーンバイン	八重カメリア咲系
ペリスベレニス	一重混合種
バルサム	モンストローザ種
カカリヤ	普通八重咲種
カレンジユラ	オレンヂキング
セロシヤ	芯 レモンクヰン黒
キヤンデタフト	メテオル
カンパニーラ	ボジヲセンセイション
アンペラタ種	クル
ヒヤシンス咲種	一年生一重咲種
チルドシー	宿根種
クリスタタ高性種	ク 八重咲種
ブルモサ種	二年生一重咲種 メデューム種
ク	其ノ他
矮性種	

ルビナス	傘咲種	ハイブリダ種
マリゴールド	菊宿根花種	ラツセル
ミモサ	矮性フレンチ系	カーネーション咲系
ミラビリス	高性八重咲種	アフリカンダブル系
ミグノネット	矮性八重咲種	フレンチ系
マトリカリヤ	高性八重咲種	---
ニゲラ	一年生アルペストリス青種	---
ニラ	其ノ他	---
ナスタツシヤム	高性種	---
バングジー	矮性種	---
エキジビション	八咲重種	---
マストットン	高性種	---
マスタークス	矮性種	---

	トリマルト	冬咲種
ペニニア	ハイブリド種	スイス系
バイレスラム	ハイブリドナナ種	メープルリーフ
サルピグロシス	バルコニー種	ハイブリドナナ種
ホーチュラカ	ハイブリタ波状瓣一重咲種	ハイブリドナナ種
フロウクス	シユバビジマ一重咲種	ドランテー種
プラチコドン	八重咲種	ドランテー種
ボツビ	普通青花種	ドランテー種
其ノ他	五月咲種	ドランテー種
一重シャーレー	八重咲種	ドランテー種
ビオニ	普通青花種	ドランテー種
カーネーション咲種	普通青花種	ドランテー種
宿根オリエンタリス種	普通青花種	ドランテー種
赤花一集咲種	普通青花種	ドランテー種

	100	200	500	1000	•05
E00	800	250	10	•04	
K50	950	1110	10	•03	
H50	100	7	5	•02	
H0	250	10	5	•01	
K0	20	11	5	•00	
H1	11	—	5	•00	
K10	1120	1150	10	•00	
H100	1100	0500	0250	0125	•005
K100	0200	0100	0050	0025	•00125
H200	0100	0050	0025	00125	•000625
K200	0050	0025	00125	000625	•0003125
H400	0025	00125	000625	0003125	•00015625
K400	00125	000625	0003125	00015625	•000078125
H800	000625	0003125	00015625	000078125	•0000390625
K800	0003125	00015625	000078125	0000390625	•00001953125
H1600	00015625	000078125	0000390625	00001953125	•000009765625
K1600	000078125	0000390625	00001953125	000009765625	•0000048828125
H3200	0000390625	00001953125	000009765625	0000048828125	•00000244140625
K3200	00001953125	000009765625	0000048828125	00000244140625	•000001220703125
H6400	000009765625	0000048828125	00000244140625	000001220703125	•0000006103515625
K6400	0000048828125	00000244140625	000001220703125	0000006103515625	•00000030517578125
H12800	00000244140625	000001220703125	0000006103515625	00000030517578125	•000000152587890625
K12800	000001220703125	0000006103515625	00000030517578125	000000152587890625	•0000000762939453125
H25600	0000006103515625	00000030517578125	000000152587890625	0000000762939453125	•00000003814697265625
K25600	00000030517578125	000000152587890625	0000000762939453125	00000003814697265625	•00000001907348728125
H51200	000000152587890625	0000000762939453125	00000003814697265625	00000001907348728125	•000000009536743740625
K51200	0000000762939453125	00000003814697265625	00000001907348728125	000000009536743740625	•0000000047683718703125
H102400	00000003814697265625	00000001907348728125	000000009536743740625	0000000047683718703125	•00000000238418593515625
K102400	00000001907348728125	000000009536743740625	0000000047683718703125	00000000238418593515625	•000000001192092967578125
H204800	000000009536743740625	0000000047683718703125	00000000238418593515625	000000001192092967578125	•0000000005960464837890625
K204800	0000000047683718703125	00000000238418593515625	000000001192092967578125	0000000005960464837890625	•00000000029802324189453125
H409600	00000000238418593515625	000000001192092967578125	0000000005960464837890625	00000000029802324189453125	•000000000149201620947265625
K409600	000000001192092967578125	0000000005960464837890625	00000000029802324189453125	000000000149201620947265625	•00000000007460081047363125
H819200	0000000005960464837890625	00000000029802324189453125	000000000149201620947265625	00000000007460081047363125	•000000000037302312236815625
K819200	00000000029802324189453125	000000000149201620947265625	00000000007460081047363125	000000000037302312236815625	•0000000000186511621184078125
H1638400	000000000149201620947265625	00000000007460081047363125	000000000037302312236815625	0000000000186511621184078125	•00000000000932558111820390625
K1638400	00000000007460081047363125	000000000037302312236815625	0000000000186511621184078125	00000000000932558111820390625	•000000000004662790559101953125
H3276800	000000000037302312236815625	0000000000186511621184078125	00000000000932558111820390625	000000000004662790559101953125	•0000000000023313698295904953125
K3276800	0000000000186511621184078125	00000000000932558111820390625	000000000004662790559101953125	0000000000023313698295904953125	•00000000000116568491479524765625
H6553600	00000000000932558111820390625	000000000004662790559101953125	0000000000023313698295904953125	00000000000116568491479524765625	•000000000000581829507397623828125
K6553600	000000000004662790559101953125	0000000000023313698295904953125	00000000000116568491479524765625	000000000000581829507397623828125	•0000000000002909147503988119140625
H13107200	0000000000023313698295904953125	00000000000116568491479524765625	000000000000581829507397623828125	0000000000002909147503988119140625	•0000000000001454573751994059640625
K13107200	00000000000116568491479524765625	000000000000581829507397623828125	0000000000002909147503988119140625	0000000000001454573751994059640625	•00000000000007272868759970298203125
H26214400	000000000000581829507397623828125	0000000000002909147503988119140625	0000000000001454573751994059640625	00000000000007272868759970298203125	•000000000000036364343799701491015625
K26214400	0000000000002909147503988119140625	0000000000001454573751994059640625	00000000000007272868759970298203125	000000000000036364343799701491015625	•0000000000000181821718998505905078125
H52428800	0000000000001454573751994059640625	00000000000007272868759970298203125	000000000000036364343799701491015625	0000000000000181821718998505905078125	•00000000000000909108594993529525390625
K52428800	00000000000007272868759970298203125	000000000000036364343799701491015625	0000000000000181821718998505905078125	00000000000000909108594993529525390625	•000000000000004545542974967747626953125
H104857600	000000000000036364343799701491015625	0000000000000181821718998505905078125	00000000000000909108594993529525390625	000000000000004545542974967747626953125	•00000000000000227277148999252481315625
K104857600	0000000000000181821718998505905078125	00000000000000909108594993529525390625	000000000000004545542974967747626953125	00000000000000227277148999252481315625	•000000000000001136385744996262281578125
H209715200	00000000000000909108594993529525390625	000000000000004545542974967747626953125	00000000000000227277148999252481315625	000000000000001136385744996262281578125	•000000000000000568192872499313139078125
K209715200	000000000000004545542974967747626953125	00000000000000227277148999252481315625	000000000000001136385744996262281578125	000000000000000568192872499313139078125	•000000000000000284096436249915656953125
H419430400	00000000000000227277148999252481315625	000000000000001136385744996262281578125	000000000000000568192872499313139078125	000000000000000284096436249915656953125	•000000000000000142048218124995828928125
K419430400	000000000000001136385744996262281578125	000000000000000568192872499313139078125	000000000000000284096436249915656953125	000000000000000142048218124995828928125	•0000000000000000710241090624997914440625
H838860800	000000000000000568192872499313139078125	000000000000000284096436249915656953125	000000000000000142048218124995828928125	0000000000000000710241090624997914440625	•00000000000000003551204462499399022203125
K838860800	000000000000000284096436249915656953125	000000000000000142048218124995828928125	0000000000000000710241090624997914440625	00000000000000003551204462499399022203125	•000000000000000017756022312499699011103125
H1677721600	000000000000000142048218124995828928125	0000000000000000710241090624997914440625	00000000000000003551204462499399022203125	000000000000000017756022312499699011103125	•00000000000000000887801115124993495055625
K1677721600	0000000000000000710241090624997914440625	00000000000000003551204462499399022203125	000000000000000017756022312499699011103125	00000000000000000887801115124993495055625	•000000000000000004439005575124991775278125
H3355443200	00000000000000003551204462499399022203125	000000000000000017756022312499699011103125	00000000000000000887801115124993495055625	000000000000000004439005575124991775278125	•0000000000000000022195027751249918871390625
K3355443200	000000000000000017756022312499699011103125	00000000000000000887801115124993495055625	000000000000000004439005575124991775278125	0000000000000000022195027751249918871390625	•0000000000000000011097513875124990943640625
H6710886400	00000000000000000887801115124993495055625	000000000000000004439005575124991775278125	0000000000000000022195027751249918871390625	0000000000000000011097513875124990943640625	•00000000000000000055487568875124989718203125
K6710886400	000000000000000004439005575124991775278125	0000000000000000022195027751249918871390625	0000000000000000011097513875124990943640625	00000000000000000055487568875124989718203125	•0000000000000000002774378343751249495910625
H13421772800	0000000000000000022195027751249918871390625	0000000000000000011097513875124990943640625	00000000000000000055487568875124989718203125	0000000000000000002774378343751249495910625	•00000000000000000013873891718751249245903125
K13421772800	0000000000000000011097513875124990943640625	00000000000000000055487568875124989718203125	0000000000000000002774378343751249495910625	00000000000000000013873891718751249245903125	•000000000000000000069243981856251249122953125
H26843545600	00000000000000000055487568875124989718203125	0000000000000000002774378343751249495910625	00000000000000000013873891718751249245903125	000000000000000000069243981856251249122953125	•000000000000000000034621990928125124891178125
K26843545600	0000000000000000002774378343751249495910625	00000000000000000013873891718751249245903125	000000000000000000069243981856251249122953125	000000000000000000034621990928125124891178125	•00000000000000000001731199546412512444588125
H53687091200	00000000000000000013873891718751249245903125	000000000000000000069243981856251249122953125	000000000000000000034621990928125124891178125	00000000000000000001731199546412512444588125	•000000000000000000008656997732125124223440625
K53687091200	000000000000000000069243981856251249122953125	000000000000000000034621990928125124891178125	00000000000000000001731199546412512444588125	000000000000000000008656997732125124223440625	•000000000000000000004318498866062512411178125
H107374182400	000000000000000000034621990928125124891178125	00000000000000000001731199546412512444588125	000000000000000000008656997732125124223440625	000000000000000000004318498866062512411178125	•000000000000000000002159249843031251236178125
K107374182400	00000000000000000001731199546412512444588125	000000000000000000008656997732125124223440625	000000000000000000004318498866062512411178125	000000000000000000002159249843031251236178125	•00000000000000000000107962494151251223088125
H214748364800	000000000000000000008656997732125124223440625	000000000000000000004318498866062512411178125	000000000000000000002159249843031251236178125	00000000000000000000107962494151251223088125	•0000000000000000000005398124920751251215440625
K214748364800	000000000000000000004318498866062512411178125	000000000000000000002159249843031251236178125	00000000000000000000107962494151251223088125	0000000000000000000005398124920751251215440625	•000000

ロイヤルナーケ
ジビニーアエレガンス種
コロサル種
ダリア咲種(カリ)
ポンポン咲種
ビュミラ種
其ノ他

一 卸賣價格及小賣價格ハ賣費ヲ含ミ荷造費ヲ含マズ
二 卸賣價格ノ勾位取引ハ一タル價格ヲ一勾當單價ト
取引ノ單位トシテ販賣ス
位未滿ハ四捨五入トス

シニーアエレGANス種	カ	ビン
コロサル種		
ダリア咲種(カリヲルニ)	タツミ	タツミ
ポンポン咲種	タツミ	タツミ
ピュミラ種	タツミ	タツミ
其ノ他	タツミ	タツミ
一 卸賣價格及小賣價格ハ賣主店先渡トシ取引慣習ニ依ル包装 費ヲ含ミ荷造費ヲ含マズ	タツミ	タツミ
二 卸賣價格ノ勾位取引ハ一合單位ノ十分ノ一ニ二割ヲ加算シ タル價格ヲ一勾當單價トシ卸賣及小賣價格ニ付五勾以上ヲ 取引ノ單位トシテ販賣スル場合ハ一合當價格ニ依ル但シ錢 位未滿ハ四捨五入セス	タツミ	タツミ

四、本會ノ事業

(一) 空閑地利用指導者養成講習會に就て

本年度事業たる、空閑地利用指導者養成講習會に就ては別記規程に依り神戸市第一回として順次開講してゐるが、回を重ねるに従ひ盛大である。

講習會	開催地	同上會場	申込人	受講月日	備考	
					交修了證付員	自十一月廿二日至十二月二十一日
第一回	神戸市	神戸區明石町	二二人	自六月十四日至八月十六日		
第二回	伊丹市	伊丹市公會堂	一〇五	自六月十四日至八月十六日		
第三回	西宮市	西宮市公會堂	五三	自十月一日至十月八日		
第四回	明石市	(豫定)	一八〇	自十一月廿二日至十二月二十一日	何レ毎土曜ノ午後一時迄	

第一回神戸市に於る受講者の全部が園藝技術には素人であったが、各人其相當熱心に聽講せられ、現在に於ては各所屬の空閑地利用者の良き技術員として活動しつゝありと。尙毎日一回位集合しお互に研究しつゝ互に發表しあつて一意食糧増産の一部助にも成る事に努むる覺悟と隨分鼻息荒し。

神戸市受講者の將來斯業のため益々精進せられん事を祈る次第である、茲に修了者の住所氏名を掲ぐれば次の方々である。

伊丹市公會堂に於ける第二回講習會は同市産業課長を始め課員の絶大なる援助に依り甚だ盛大裡に終講せり。講習員中には十名餘り婦人の方も男子に互し隣保の良き指導者たらんと、毎土曜日には定刻には會場に來り講師先生に種々の質問をなし先生達を困らせると言ふ熱心振なりしと聞く。

尙今は短期間なりしも來春引續き開講を希望せるもの多數あり修了證交付者次の通り。

第二回空閑地利用指導者養成講習會

修了證書授與者

氏名	職業
荒牧繼治	農士辻岩澤田
瀬瀬野島	奥奈薄田
今村英賢	太郎
水谷孝太郎	定次郎
萱原英子	善之助

氏名	職業
守谷政捨	小森あさ益
内川盛治	藤本まユ
森谷吉吉	山田いチ
森守治	柳田勤
藤宗治	玉動
山宗昌	晃
房房	夫
田宗昌	昌

氏名	職業
守谷篠原	小笠原
内川柳田	本井口
森守治	中井川
森守治	中田
柳田柳	和一郎
守谷柳	直武
守谷柳	直みさ
守谷柳	直二郎
守谷柳	直二郎
守谷柳	直二郎

岡田種太郎	中島正一	池田吉浩
野村九	平木重五郎	吉川種夫
木村登志一	大西浩	吉川浩
木村登志一	清水捨松	(以上)
木村登志一	石川まちの	

岡田種太郎	中島正一	池田吉浩
野村九	平木重五郎	吉川種夫
木村登志一	大西浩	吉川浩
木村登志一	清水捨松	(以上)
木村登志一	石川まちの	

岡田種太郎	中島正一	池田吉浩
野村九	平木重五郎	吉川種夫
木村登志一	大西浩	吉川浩
木村登志一	清水捨松	(以上)
木村登志一	石川まちの	

岡田種太郎	中島正一	池田吉浩
野村九	平木重五郎	吉川種夫
木村登志一	大西浩	吉川浩
木村登志一	清水捨松	(以上)
木村登志一	石川まちの	

岡田種太郎	中島正一	池田吉浩
野村九	平木重五郎	吉川種夫
木村登志一	大西浩	吉川浩
木村登志一	清水捨松	(以上)
木村登志一	石川まちの	

岡田種太郎	中島正一	池田吉浩
野村九	平木重五郎	吉川種夫
木村登志一	大西浩	吉川浩
木村登志一	清水捨松	(以上)
木村登志一	石川まちの	

岡田種太郎	中島正一	池田吉浩
野村九	平木重五郎	吉川種夫
木村登志一	大西浩	吉川浩
木村登志一	清水捨松	(以上)
木村登志一	石川まちの	

岡田種太郎	中島正一	池田吉浩
野村九	平木重五郎	吉川種夫
木村登志一	大西浩	吉川浩
木村登志一	清水捨松	(以上)
木村登志一	石川まちの	

岡田種太郎	中島正一	池田吉浩
野村九	平木重五郎	吉川種夫
木村登志一	大西浩	吉川浩
木村登志一	清水捨松	(以上)
木村登志一	石川まちの	

岡田種太郎	中島正一	池田吉浩
野村九	平木重五郎	吉川種夫
木村登志一	大西浩	吉川浩
木村登志一	清水捨松	(以上)
木村登志一	石川まちの	

岡田種太郎	中島正一	池田吉浩
野村九	平木重五郎	吉川種夫
木村登志一	大西浩	吉川浩
木村登志一	清水捨松	(以上)
木村登志一	石川まちの	

岡田種太郎	中島正一	池田吉浩
野村九	平木重五郎	吉川種夫
木村登志一	大西浩	吉川浩
木村登志一	清水捨松	(以上)
木村登志一	石川まちの	

岡田種太郎	中島正一	池田吉浩
野村九	平木重五郎	吉川種夫
木村登志一	大西浩	吉川浩
木村登志一	清水捨松	(以上)
木村登志一	石川まちの	

岡田種太郎	中島正一	池田吉浩
野村九	平木重五郎	吉川種夫
木村登志一	大西浩	吉川浩
木村登志一	清水捨松	(以上)
木村登志一	石川まちの	

岡田種太郎	中島正一	池田吉浩
野村九	平木重五郎	吉川種夫
木村登志一	大西浩	吉川浩
木村登志一	清水捨松	(以上)
木村登志一	石川まちの	

岡田種太郎	中島正一	池田吉浩
野村九	平木重五郎	吉川種夫
木村登志一	大西浩	吉川浩
木村登志一	清水捨松	(以上)
木村登志一	石川まちの	

岡田種太郎	中島正一	池田吉浩
野村九	平木重五郎	吉川種夫
木村登志一	大西浩	吉川浩
木村登志一	清水捨松	(以上)
木村登志一	石川まちの	

岡田種太郎	中島正一	池田吉浩
野村九	平木重五郎	吉川種夫
木村登志一	大西浩	吉川浩
木村登志一	清水捨松	(以上)
木村登志一	石川まちの	

岡田種太郎	中島正一	池田吉浩
野村九	平木重五郎	吉川種夫
木村登志一	大西浩	吉川浩
木村登志一	清水捨松	(以上)
木村登志一	石川まちの	

岡田種太郎	中島正一	池田吉浩
野村九	平木重五郎	吉川種夫
木村登志一	大西浩	吉川浩
木村登志一	清水捨松	(以上)
木村登志一	石川まちの	

岡田種太郎	中島正一	池田吉浩
野村九	平木重五郎	吉川種夫
木村登志一	大西浩	吉川浩
木村登志一	清水捨松	(以上)
木村登志一	石川まちの	

岡田種太郎	中島正一	池田吉浩
野村九	平木重五郎	吉川種夫
木村登志一	大西浩	吉川浩
木村登志一	清水捨松	(以上)
木村登志一	石川まちの	

岡田種太郎	中島正一	池田吉浩
野村九	平木重五郎	吉川種夫
木村登志一	大西浩	吉川浩
木村登志一	清水捨松	(以上)
木村登志一	石川まちの	

岡田種太郎	中島正一	池田吉浩
野村九	平木重五郎	吉川種夫
木村登志一	大西浩	吉川浩
木村登志一	清水捨松	(以上)
木村登志一	石川まちの	

岡田種太郎	中島正一	池田吉浩
野村九	平木重五郎	吉川種夫
木村登志一	大西浩	吉川浩
木村登志一	清水捨松	(以上)
木村登志一	石川まちの	

岡田種太郎	中島正一	池田吉浩
野村九	平木重五郎	吉川種夫
木村登志一	大西浩	吉川浩
木村登志一	清水捨松	(以上)
木村登志一	石川まちの	

岡田種太郎	中島正一	池田吉浩
野村九	平木重五郎	吉川種夫
木村登志一	大西浩	吉川浩
木村登志一	清水捨松	(以上)
木村登志一	石川まちの	

岡田種太郎	中島正一	池田吉浩
-------	------	------

(二) 昭和十六年秋季園藝品評會成績

關藝品詣會所總

		出 品 點 數				
		盆栽及鉢植	苗木	切花	空閑地利用	蔬菜類
計	二四三	五七點	九	五三	一二四	空閑地利用
特等	一				特等	蔬菜類
六七				三	六	空閑地利用
優良等	二				優等	蔬菜類
一四四				六	一四	空閑地利用
佳良等	三				佳良	蔬菜類
一二九	九			一四	一九	空閑地利用
				二三	三九	蔬菜類
				二七	三五〇	空閑地利用
						入賞點數
						一等(特等)、二等(優等)、三等(佳良) 計

◆切花之部授賞者

壹等	菊	四季の縁	美濃郡糸川村	本
同	ダリヤ	村娘	有馬郡有野村	小西欣花園
同	カーネーション	娘	津名郡佐野町	尾崎新次
貳等	グラジオラス		有馬郡有野村	中畠昇一
同	スカーレットプリンセップス		津名郡笠口村	山口松夫
同	カーネーション		有馬郡有野村	岡田慶治
同	ビンクアバンダンス		川邊郡西谷村	先家農園
モニニアグロ	カーネーション			
ダリヤ	モニニアグロ			
村娘				

五、其の他

(一) 老廢果樹並花卉類其の他の轉作及跡作に付て

今回國の方針に従ひ本縣内に於ける老廢果樹園二十五町歩花卉球根枝物栽培園より六十六町歩を食糧作物栽培に轉作せることは周知の通りでめるが園藝家としてお互ひに相當技術に自信のある方々の事なれども他の桑園なり茶園より轉作せる者に引けを取らぬ様縣郡、町村より指示されたる蔬菜類の生産に一般の努力を望む次第である。

武伊西姬神	郡
庫丹宮路戶	市
郡市市市	市
桑園跡	
果樹跡	
花卉跡	
五八三一八二一五町	計
五八三一八二一五町	

桑園等整理跡作蔬菜作付面積（前作との關係）

昭和十六年十月

合 三 津 多 朝 赤 押 神 飾 印 加 加 美 明 有 川
原 名 紀 來 穂 保 崎 磨 南 古 東 囊 石 馬 邊
計 郡 郡 郡 郡 郡 郡 郡 郡 郡 郡 郡 郡

六七

三五七	四五〇		六九〇	五三〇	三四〇		三四	三八	町
一八三	二八		一七	四三	一二		一一	八	三五町
六四〇	四七	三九	二二	二六		二〇	七	一四	二七
一一八〇	一〇〇	二九六	二二	七三	八一	四一	四〇	四一	六一
一九六	九七	五一							

六六

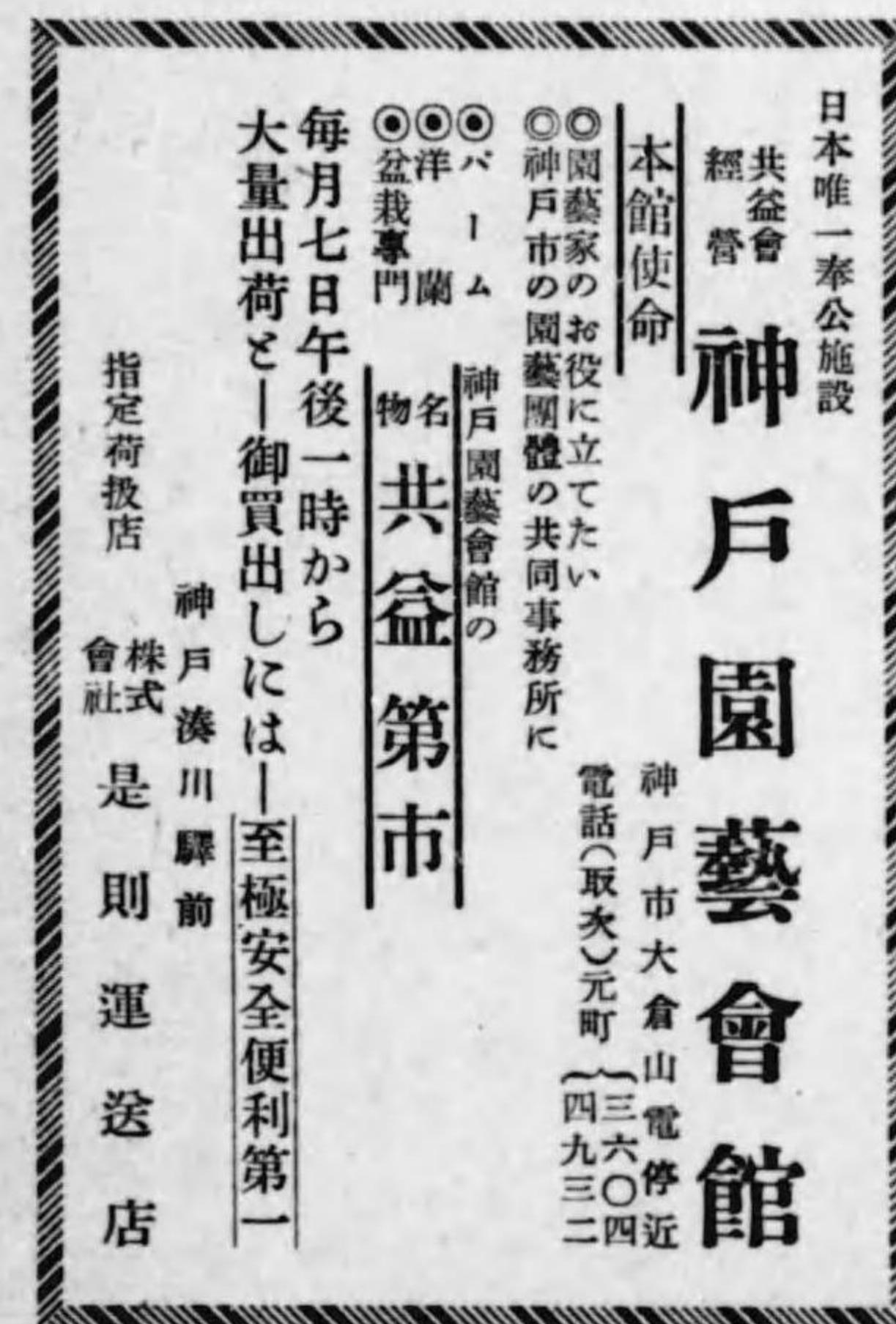
◇盆栽之部
石付眞柏
シンビヂームロウイアナ
ソゾ松
音竹
黒松石付

之等の整理跡に作る蔬菜類は次の通り

桑園等整理跡作蔬菜種類別作付計畫

昭和十六年十月

郡 市	神戸市	姫路市	西宮市	伊丹市	川邊郡	明石郡	美嚢郡	加東郡	加古郡	印南郡	神崎郡	揖保郡	
清菜	一	一	一	一	一	四 六	二 〇	一	五	一	三	三町	
波蘿草	一	一	一	一	一	二 〇	五	一 〇	三	八	五	五町	
豌豆	二 六	一	一	四 一	一 〇	四 〇	二 〇	二 五	一 五	一	三	二 五町	
蠶豆	五 〇	四 二	四 一	三 二	五 二	一 七	三 二	一 〇	一 〇	五 一	三 二	二町	
大根	一	一	一	一	一	一 〇	一	一	一	一	一	一町	
葱	一	一	一	一	一	五 一	一 〇	一	八	一	一	一町	
頭葱	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一町	
甘藍	五 一	一	一	一	一	五 一	一 〇	一	一	一	三 一	一町	
計	八 一	四 二	四 一	四 一	六 一	九 一	九 一	五 一	五 一	三 一	一 八	一 三	一 五町



蔬菜果實の簡易加工法

一、果實ジャムの製法

ジャムとは各種果實類の果肉を砂糖と一緒にトロ／＼の程度に煮つめたもので、主としてパンにつけて食し、又果子の原料として用ひられます。

之の屑物の小果の方が良質のものが出来ます。
ヘタを除いて水洗し錫引又は瀬戸引鍋で果實の重量の七、
八割に相當する砂糖を加へて、やゝ強力の火で三、四十分
煮つめる。

2、夏橙ジヤム 特にマーマレードと申します。
爽快なる香氣と程よき苦味を有し、風味最も上品でジヤム
類中の最高級品であります。

A circular logo containing a stylized illustration of a flower, possibly a hibiscus, with large petals and a central cluster of stamens. The logo is set against a white background.

立石恒四郎

果皮を成るべく傷めぬ様に剥き、中の囊を一つ／＼割いて
果肉のみを取出して置く。
皮は別に四、五分の巾に切り、それを横に薄く短冊形に刻
み一升に十匁位の食鹽を入れた湯の中で、四、五分間煮沸
して清水中にはなし苦味を抜く。苦味強きものはこの操作
を二三回繰り返します。

果肉 100匁
砂糖 30
一
三
〇

3、無花果ジャム 完熟した果實を用ひ外皮を剥き取り、果皮をよく揉み潰したる後、左の割合で各原料總量の六割五分位まで煮つめます。

六

剥皮砂糖 三〇
一三〇

果皮 一〇〇匁
砂糖 四〇
少々

4、梅ジヤム 過熟程度の柔くなつたものを用ひ、熱湯の中に約五分間浸したる後手で揉みつぶし種子を除き、果肉の重量に對し十五割の砂糖と極少量の重曹を加へて煮つめる。

總原料量の九割二分止りに仕上げます。

二、果實シラツブの製法

夏季清涼飲料としてシラツブの需要は頗る多いですが、人工合成品は營養的には殆んど無價値のものでありますから、各家庭で果實から滋養と風味に富む果蜜を作つて使用したいものです。

何れの原料もよく熟したるもの用ひる。蜜柑類は剥皮して中の囊を取り出し、苺、葡萄等は果梗を除いて、瀬戸引鍋に入れ、攝氏七〇度位に熱し、果皮中の水分を吐き出させてから麻袋で果汁を搾り出し、次の割合に砂糖を加へ軽く煮て溶かします。

果汁	一・〇〇
温州蜜柑	一・〇〇
夏 橙	一・〇〇
	四〇〇

砂糖	三〇〇匁
酒石酸	一
	一

馬鈴薯澱粉と砂糖とおろした山の芋で練つて作られる自家用の菓子で、全然火も水も用ひず最も簡単に出来ます。

葡萄	一・〇〇	四〇〇	二匁
苺	一・〇〇	三〇〇	二
馬鈴薯澱粉	三〇〇匁		
白砂糖	二〇		
山の芋	一〇		

右の割合で砂糖を豫め篩にかけて塊を除き、澱粉とよく混ぜ合せて置き、次に山の芋をおろしにかけて出来るだけ細かく擂りつぶし、之に砂糖と澱粉を少しづゝ入れてよく練り合せる。適當の粘度に練れたとき、サイダー瓶の類で板の上に押し擴げ、一、二分の厚さに延べ色々の形の抜き型にて切り抜き、蔭乾にして固ませる。抜き型がなければ、庖丁で適宜の大きさの短冊形に切つてもよい。

練り合せる際、赤・青・黄等の食用染料を用ひて着色し、その色毎にレモン、オレンヂ、イチゴ等のエッセンス又は薄荷を少量づゝ加へてそれ／＼味を變へると、一層面白いものが出来ます。

四、トマトソース

ます。

馬鈴薯澱粉は市販の謂ゆる片栗粉でよいのですが、屑馬鈴薯でもあれば、おろしで擂りつぶして之を水に浸しその中の澱粉を沈澱させ、更に數回水洗してアクを抜けば、純白な市販のもとの變らぬ片栗粉が容易に出来ます。

五、蔬菜ビツクルの製法

先づ玉葱を小さく刻み木綿袋に入れ、之を煮つめる鍋の中に吊して置いて煮熟せしめ裏漉にかけて一緒に煮つめる。その他調味料は果汁が相當煮つまつたとき混入し、酢は充分に煮つまつた頃注入し更に十分間位煮沸して仕上げます。

殺菌法は瓶につめて湯の中に立て二三十分钟煮沸して栓をなし、チヤン又は蠟にて密封し、鍋に入れたまゝ放冷するのです。

トマトのよく熟した果を用ひ約十分間煮て毛篩で裏漉にかけ、果皮と種子を除去して得た果汁をトロ／＼の程度（三分の一位に）に煮つめたものが謂ゆるトマトソース（ピューレ）です。このまゝでも色々の調理に用ひられます但に種々の香味料を加へて味つけしたものがトマトケチャップで、一般の家庭に廣く用ひられるものであります。

この味つけ法の最も簡単なものは、適宜の食鹽と砂糖と酢を加へただけでもよろしいが、左の調合法を一例として擧げて置きます。

トマト果汁	一・〇〇	胡椒	〇・七
食酢	〇・〇二		
肉桂粉	〇・三		
食砂	三・〇		
食鹽	六・〇		

ビツクルといふのは、色々の野菜を丁度らつきよう漬の様に取扱つて酢漬にしたものであります、その特色とでもいふべきはトマトの青果と玉葱を原料に供用することです。その他に大根、蕪菁、人参、胡瓜、白瓜、南瓜、隼人瓜、唐辛、花椰菜、昆布等を適宜加へると色彩の配合はいふまでもなく、各固有の風味を持つた面白い漬物が出来ます。

右の諸材料を適當の大さに刻み、水一升に食鹽一合の割合の鹽水に二三日漬けて適度の鹽味をつけ甘酢の中につけ込むのです。

甘酢は一合の酢に三十匁位の砂糖を溶かし軽く煮てから用ひます。

冷涼の時節に漬け込んだものは長く貯藏することが出来ます。が暑期に作ったものを貯藏するには殺菌する必要があります。

殺菌法は、大體果實シラップの場合と同様に取つてよろしい。

七二

七三

七四

庭公園、花壇、設計及植栽

六、大根蕪菁のからし巻製法

成るべくキメの細かい聖護院大根、聖護院蕪菁等を用ひ、成るべく薄く四角形に削りその薄片を鹽水に一、二時間乃至一夜間浸して鹽味をつけ、且つしなやかにして置いて別に練つて置いたからしを之に巻き込み昆布の細紐で結び、甘酢に浸せば直ぐ使用することが出来ます。

七、柿の簡易濾抜き法

柿の濾抜き法は炭酸瓦斯の利用が最も科學的で確實です。柿を密封の出来る瓶又は樽の中に詰め、その底に豫め一定量の重曹を入れて置き、之に醋酸を注いで瓦斯を發生させ蓋をして密封するのです。

四、五日乃至一週間で完全に濾が抜けます。

薬品の用量次の如し。

五立瓶 重曹一五瓦(四匁) 氷醋酸一三匙(盃一杯)

一斗樽 重曹一三匁 同 一二勺

花ト植木
陽春園植物場
幸樂園
阪上重夫
庭園用樹
觀音竹
旭園
園主 中西菊松
兵庫縣川邊郡長尾村山本
電話山本一五番甲自宅用
兵庫縣川邊郡山本
電話山本一五番乙營業用
兵庫縣川邊郡山本
電話山本一五番丙
兵庫縣川邊郡山本
電話山本一五番丁
兵庫縣川邊郡山本
電話山本一五番戊
兵庫縣川邊郡山本
電話山本一五番己
兵庫縣川邊郡山本
電話山本一五番庚
兵庫縣川邊郡山本
電話山本一五番辛



葉牡丹の栽培法

園藝試作場

武田繁人

葉牡丹は我が國本來の植物ではなく、佛國中北部の原産であつて、十字科に屬する耐寒性の草花である。十一月から正月にかけて、拘合せる葉は美しい色彩を現し、正月の床飾りには欠くことの出来ない草花で、盛花、花籠或は寄植の材料として

其の用途は可成廣い。殊に冬花壇の寄植には、唯一の材料であつて、春花壇にも勝る美しさがあるものである。

色彩は主として、赤、白絞、紫等であるが、一般に好まれる色彩は赤、白系統のものであつて、紫系統のものは蔬菜に近き嫌味があり余り喜ばれて居ない。

葉牡丹は色彩鮮明にして大きく、且葉の上面良く揃び、心部

の突出或は凹状を呈しないもの、又四方に平等に開葉し、葉縁

の縮みは均等なものが優良品である。

葉牡丹は弘化年間和蘭人に依つて傳へられたものらしく、其の後の栽培状況は筆者に分らないが、產地として名高い名古屋では數十年前から栽培をして居るとのてとである。當場では系統選拔の目的で、昭和十一年に名古屋より種子を求め爾後毎年採種を行い、栽培をして居るが、近年は產地のものに比較し

聊の遜色もなきものを見て居る。

筆者は始めて栽培される方の爲、拙文を頼みす、其の栽培の要點だけ記し、大方の御参考にでもなれば甚だ光榮に思ふ次第である。

種子の粗雜なる理由

現在栽培されて居る葉牡丹は、色彩に於ても形態に於ても千態萬様と言ひたい位に交雜して居る。

之は十字花植物の通性である交雜し易い性質があること、一つは自家不穢性が高いと言ふことに起因するものであつて、葉牡丹には未だ純系と言ふものはない。即ち自花受粉を行はめる場合は甚だ結實が悪く、到底多量の種子は望めず、従つて多量の種子を得るためにには、自然他花受粉を行ふ場合には、同一品質のものを多數選抜しなければならないが、之又相當困難を感じる。

御承知の通り他花受粉を行ふ場合には、同一品質のものを多數選抜しなければならないが、之又相當困難を感じることであつて、自然數の中には不良母本も混り、結局結實した種子は粗雜なものしか出來ないと言ふ譯である。現在の栽培用

種子は、大體同一品質のものが揃つて出来れば、それで満足すべき状態であるから、そこで筆者は自家採種を御進めしたい。自家採種は品質が劣變し、一般からは出来ないものゝ様に信せられて居るが、母本の選擇にさへ注意すれば充分満足を得られるものである。又之が最も安全な方法ではないかと思はれる。

播種及假植

葉牡丹は切取つて砂中に挿入すれば、容易に發根するものであるが、普通は實生法に依つて繁殖を行つて居る。播種期は、六月中旬より七月中旬迄が適期であつて、これより遅れる場合は、生育時間が短い爲、立派なものを作ることが出来ない。以前は古種子（昨年採種）を使用し、春四月頃に播種して居たが、今日は採蒔と稱し、採種せる種子を直に苗床に蒔付ける方法をとつて居る。採蒔は定植期が八月中旬以後になる爲、前作が出来、土地を集約的に利用することが出来る上に、又色彩も鮮明に現れる利益がある。

播種法は、生ず幅四尺、長さ適宜の平床を作り、薄く下肥（二倍液）を施して表面を搔き均らし、細竹を使用して深さ一分内外の溝を印し、之に種子の接觸しない様に蒔き付けるのである。種子を下せば板を以て軽く其の上を鎮壓し、砂又は土を五厘乃至一分の厚さに被せ、如露で充分灌水をして、葉を覆ひ發芽を待つのである。

移植は根群の發達を良好にし、植ゑ傷を少なくする効があるが、其の反対に生長を甚だ遅らすと言ふ缺點もあるため、假植の回数は頻繁に行ふ必要はなく、二、三寸距離に一度行へば充分である。移植後は直に灌水し、一、二日間は日光の直射を避けることが肝心である。この時移植を行ふ。

移植は根群の發達を良好にし、植ゑ傷を少なくする効があるが、其の反対に生長を甚だ遅らすと言ふ缺點もあるため、假植の回数は頻繁に行ふ必要はなく、二、三寸距離に一度行へば充分である。移植後は直に灌水し、一、二日間は日光の直射を避けすることが肝心である。

定植

葉牡丹の好適する土質は、壤土であるが、排水の不良ならざる限り如何なる土質にても差支へない。定植は下種期に依り異なるも、本菜八、九枚に達すれば定植してよい。先ず葉牡丹の収穫後、直に麥を下種する様に作畦し、生育中庸にして、縮葉多く稍丸味を帶びて緊つたものを選び、葉柄の太く短きもの、葉が菜葉の如くにして生育の良好なるものは除き、株間一尺五寸に定植する。定植の時期は晴天の日中を避け降雨後、夕方又は曇天の日に行ふ様にしなければならない。而して定植に當り水分の發散を防ぐため、下葉一、二枚の葉柄を残して摘除する人もあるが、過乾の折柄一理あると思はれる。

定植後の管理

肥料は作畦の時施すべきであるが、前作の關係上定植迄の日數短き爲に活着後株間に大豆粕、木灰等を施し、之を以て元肥の代用とし、其の後九月下旬十月月中旬の二回に下肥を追肥として施せば充分である。尙色彩の現れる頃、肥料切れをして葉の伸長の一時衰へることがあるが、この時は硫酸アンモニアの水溶液（水一斗に對し二〇匁）を施せば回復するものである。斯くして發育が旺盛になれば、葉も廣大となり莖も太くなつて来る。此處に於て發育を抑制する意味で、十月頃徒長的傾向のある株の葉を數枚摘葉してやる。斯くする時は、殘された葉も徒長することなく密生し、莖も肥大しない様になる、其の後發育に應じ一、二回同様に摘葉をなせば形は正しく、又莖が滑かに美しくなるものである。

其の他の管理としては、時として暴風に會ひ倒伏することがある。斯る時は直に起して支柱を立なければ莖は曲つて觀賞價値は全くなくなつてしまふ。

尙紋白蝶の幼蟲（青蟲）夜盜蟲、蚜蟲等が葉を食害するものであるから、朝夕必ず一巡して捕殺驅除してやらなければならぬ。特に降霜時になると、縞葉の心部に夜盜蟲が深く潜伏して居るから注意を要する。

採種園

押し迫つた年の暮、牡丹の様に美しくなつて來ると母本の選擇が始る。先づ採種方法であるが、普通行はれて居るのは、母本選り採種と、萌芽採種である。母本選り採種とは、葉牡丹の具備すべき全部の條件にかなつた優良品のみを集め、採種する方法で、後者は莖を地上五、六寸にて切斷し、字の如く萌芽を發生せしめて採種するものである。之は結實が稍遅過ぎるため翌年の播種用にしかならぬ缺點があつて、今日行はれて居るものは前者である。

尙霜除けの設備があれば申分はない。

先づ優秀なる母本の選擇が終れば、根を損傷せしめない様丁寧に掘取り、豫め用意せる採種園に株間一尺五寸乃至二尺の間隔に移植をなす。この際注意しなければならないことは、各系統を一ヶ所に定植しないことである。當場に於ては採種網を使用しない場合は、少なく共二町を離して移植して居る。從つて

採種方法

鷺村赤光坂坂坂米黒鷺赤藪横森戸八谷澤岩岩小吉黒
尾井松枝本本本村井尾松本山本田木口井谷谷西林田
正總伊三吉安之助榮太郎市敏清茂信實常三郎藤三郎鐵治平三郎義明清幸治郎松貞初正
實勝一勝

計 小 中 岸 大 馬 谷 鶴 篠 藤 安 橘 中 橘 奥 谷 黑 中 稻 今 黑 大 寺
倉 西 山 井 本 西 場 口 尾 島 本 福 田 田 田 野 口 井 田 葉 枝 井 野 口
周 光 茂 勇 純 一 庸 慶 數 太 郎 善 傳 昇 米 白 庄 文 重 輝 正
治 雄 二 夫 一 聲 雄 治 治 一 雄 治 一 勅 弘 一 吉 郎 雄 雄 萬 夫 敦

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 細川村

中小藤西森五百山井森平村上井上本井野井田本井部森
井川本岡永藏山井森平村上井上本井野井田本井部森
彌甚三郎長義武好忠寅正和俊明理德茂太郎正慶治芳太郎氏由
市薰三雄夫謙一一藏美美弘夫巖雄一

志染村 同 細川村

告大河八中米八池鷺中坂坂檜鷺米實小村村井白本衆公
野杉野木尾村木町尾井本本皮尾村井島上上上井岡森
武正信弘治宣作正定才作德武定輝卯清重佐榮義縫光源
一己郎士郎則茂治吉太郎松吉次雄一郎司三郎吉次夫
之助一吉

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 長尾村中筋
获野 池 鸿 同 同 同 同 同 荒 牧 同 同 同 同 同 同 同 同

前松山中田原駒藏
田中野藤中田信助喜代松市松晴之助一
寺坂上坂市松松治助
阪榮里谷田里清重吉捨助
榮里山里谷田里茂之助
今牧坂上坂市松松治助
今植里谷田里助
今池里田里彦一
今里里田里勇多
今里里池里一
今植里田里藏一
今小里田里由太郎
今植里田里一
今植里田里善助
今植里田里淺太郎
今植里田里種治三郎
阪富川上田由太郎
阪富川上田由太郎
阪富川上田由太郎

同 同 同 同 川 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 長尾村荻野
瀧山 小花 小戸 出在 家 川西町能勢口 中山寺 丸橋 同 同 同 同 同 同 口谷 野里 同

上 谷 渡 澪 福 林 金 阪 上 阪 阪 金 阪 若 阪 阪 阪 阪 阪 阪 干 池 辰
中 東 邊 井 井 岡 上 岡 上 岡 上 岡 生 上 上 上 上 野 本 己
繁 太 郎 與 三 郎 儀 三 郎 三 郎 元 吉 末 雄 阪 上 治 右 衛 門 金 岡 六 右 衛 門 樂 太 郎 佐 十 郎 與 三 郎 政 治 郎 喜 代 松 秋 三 繁 吉 市
常 三 郎

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 西谷村上佐曾利 同 同 同 同 川西町寺烟
同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 久代 加茂

松 梅 田 東 福 田 今 田 今 梅 中 東 小 長 中 北 田 森 北 御 今 松 宮 上
林 脇 中 仲 本 中 中 垣 村 南 家 村 壇 内 中 田 内 牧 西 村 川 山
作 重 好 覺 文 信 作 定 良 精 英 健 新 一 伴 彦 清 秀 元 繁 由 正 岩
太 郎 太 郎 太 郎 吉 郎 吉 郎 十 郎 次 市 太 郎 市 作 昇 郎 次 市 得 一 郎 三 郎 吉 义 三 郎 一 藏

北前	北藤	稻小正	古馬	青矢	因家	上谷	藪馬	田西	小
川田	本岡	堀井	林場	木政	谷門	山野	場	中本	西
兼幸	傳久	徳信	慶十郎	勇治郎	勘一郎	幸治郎	藤吉	勇太郎	彌三郎
吉典	治吉	松一	武兵衛				作	作	吾

大津村 網干町 室津村 郡農會 同 同 同 同 同 同 同 同 東河村 朝來郡 宍粟郡

氷上郡

萬澤村農會 神戶村農會 神野村農會 神戶村農會 染河內村農會 下三方村農會
三方村農會 繁盛村農會 西谷村農會 三河村農會 千種村農會
菅野村農會 土萬村農會 三河村農會 奧谷村農會 菅野村農會
佐治町農會 成松町農會 黑井町農會 上久下村農會 小川村農會
和田村農會 久下村農會 上久下村農會 小川村農會 和田村農會
沼貫村農會

津名郡

萬野 村農會
幸世 村農會
芦田 村農會
遠阪 村農會
神樂 村農會
前山 村農會
竹田 村農會
吉見 村農會
鶴庄 村農會
美和 村農會
春日 部村農會
大路 村農會
國領 村農會
船城 村農會
新生 村農會
石原 昌太郎
中澤 固次郎
新井 村農會
上伊 田嘉吉
前田政治
上木 権二

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 佐 野 町

向平鹽森石古村古寺宮南遙宮新甲門尾和尾月片一岡平
田岡崎岡岡地上地西坂野坂本田田田崎田田江山瀬村岡
文彌義清由太郎律德伊之吉茂茂三郎耕常長太郎平三郎
藏作民作一夫一吉八三郎三藏勉ぬ吉林二郎儀太郎友初伊代
市

志染村
同 同 同 同 同 同 同
加東郡
加東郡農會
同 同 同
社町農會
加茂村農會
瀧野町農會
河合村農會
市場村農會
小野町農會
大部村農會
福田村農會
下東條村農會
中東條村農會
上東條村農會
米田村農會
上福田農會

農 岩 塚 松 松 今 勝 丸 農 渡 奥 農 藤 藤 橫 永
谷 村 岡 本 西 取 山 邊 田 本 原 山 井
次 賢 四 修 定 隆 貞 正 太 忠 武 正
會 男 男 郎 司 市 雄 男 會 三 郎 會 男 男 茂 一
市 竹 岡 大 加 山
原 內 本 原 古 上
資 愛 祐 坂 高 幸
久 三 郎 行 藏 治 太 郎

鴨川村農會
來住村農會

杉前	藤吉	大神	松藤	井石	儀紫	神宇	藤原	原長	大常
田川	原岡	西吉	下本	上原	野田	吉野	原田	田井	西見
芳積	繁德	甚榮	繁助	芳太	一義	兼峯	賢太	繁經	範光
次次	治治	平太郎	治郎	太郎	郎一	治松	二貢	吉吉	一雄

上莊村國包
阿彌陀村地德
曾根町古屋町
的形村假屋
同 同 同 同 同
米田町米田
同 同 同 同 同
揖保郡
西栗栖村
東栗栖村
掛西村
半田村
神部村
東栗栖村
河内村
室津村

同 同 同 同 同 多 賀 村
同 同 同 同 同 同 志 筑 町
同 同 同 同 同 生 穂 町

池 土 五 百 土 中 東 東 稲 松 中 金 奥 谷 山 川 奥 松 湯 谷 森 濱 岡 大
上 居 反 田 井 尾 田 田 家 田 川 岡 野 本 端 田 本 野 崎 田 川
喜 和 賢 藤 辨 清 秀 常 伴 德 源 浅 源 勝 光 周 繁 岩 茂 豊
茂 清 郎 操 勇 郎 一 郎 治 郎 一 郎 一 藏 七 吉 松 一 守 一 幹 市 郎 之

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 金 多 賀 村
同 口 村

國 野 松 野 坂 岡 古 古 遠 大 山 野 平 辻 小 井 橋 山 山 大 石 向 砂
賀 田 崎 田 本 賀 賀 水 石 崎 田 石 川 川 上 本 崎 崎 添 川 川 田 川
和 修 市 辨 荣 雅 種 定 賴 利 千 德 松 貞 久 久 正 辨 好 清 英 茂 久 磯
一 郎 治 一 郎 雄 一 郎 一 光 一 郎 一 郎 一 雄 二 雄 吉 一 雄 一 吉

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 签 口 村

米 森 山 柳 五 石 橋 寺 岡 奥 外 森 收 濱 辻 砂 砂 國 野 國 野 牛 森
澤 口 谷 條 井 本 本 崎 村 原 鼻 田 本 川 川 賀 田 賀 田 原
助 忠 松 廣 親 三 要 民 信 美 磯 又 武 時 岩 忠 作 友 繁 勝 余 喜 茂
松 藏 夫 勝 美 義 郎 人 雄 夫 治 平 郎 雄 光 夫 彌 一 八 松 一 郎

同 同 育 波 村 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 中 田 同 同 签 口 村

片 條 小 延 久 久 奥 赤 濱 延 斗 上 太 長 石 村 大 西 池 柴 南 加 岡 清
平 田 保 安 保 田 坂 安 內 坂 田 尾 濱 濱 田 岡 澄 原 原 野 水
敬 健 正 智 讓 爲 杉 金 義 松 昌 初 初 富 準 繁 福 堅 彌 正 梯 岩 利
行 吾 平 逸 三 郎 松 一 雄 郎 一 一 治 平 一 伊 稔 一 助 二 三 吉 重

同 佐 野 町

寺 逢 伸 伸 尾 尾 寺 古 粟 寺 桑 野 野 上 下 梅 下 池 五 五 五 川 池 松
西 坂 烟 烟 崎 崎 西 宅 田 西 野 上 上 原 原 原 原 建 熊 熊 熊 端 本
源 久 清 辨 金 新 弘 賢 磯 慶 秀 虎 宇 利 勇 幸 辨 善 萬 儀 彌 利
次 市 行 郎 藏 次 好 一 吉 司 雄 弘 一 吉 卓 郎 吉 次 吉 吉 平 郎 平 之

同 佐 野 町

中 中 中 新 新 小 小 福 新 庄 新 下 福 新 小 松 五 小 宮 庄 庄 生 蔡 深
林 林 林 田 田 池 池 條 田 田 原 條 田 桐 田 熊 桐 坂 田 田 村 原 田
喜 勇 一 秀 萬 喜 鹿 彌 文 繁 芳 浅 金 市 勝 淩 清 彌 つ 春 清 秀 清
太 三 郎 荣 雄 吉 平 藏 郎 吉 藏 雄 太 一 郎 吉 吉 一 吉 吉 市 博 吉 吉

同 佐 野 町

打 青 近 勢 打 東 打 金 高 大 大 山 松 北 上 大 西 濱 奥 芝 平 前 一 澤
越 藤 戸 越 田 越 田 濱 前 歲 口 浦 門 田 上 川 本 岐 村 岡 羽 濱 西
茂 政 清 義 純 松 茂 林 正 秀 鶴 由 荣 錦 尹 貞 繁 福 實 信 建 喜
一 吉 弘 雄 一 郎 夫 勇 衛 一 一 吉 一 一 吉 通 夫 雄 松 雄 夫 郎 八

同 生 穂 町

原 林 尾 木 神 岡 土 大 家 秋 山 坂 家 東 水 森 家 矢 但 池 中 坂 中 岡
田 下 下 垣 本 井 上 谷 田 田 本 谷 野 原 谷 坂 馬 田 林 山
秀 荣 克 繁 儀 政 惠 寛 直 光 正 彥 彥 一 義 伊 武 彌 佐 重 喜 祐
夫 一 己 藏 郎 春 一 一 次 雄 實 孝 平 一 男 夫 市 茂 夫 郎 吉 一 一 二

昭和十七年一月二十五日發行

編輯印刷

喜

田

李

雄

品賣非

發行所 兵庫縣園藝會 喜田李雄
神戶市兵庫區切戸町三九
印刷所 井浪印刷所 井浪神戶市兵庫區切戸町三九
印刷所 井浪印刷所 井浪

印

刷

人

井

浪

印

刷

所

井

浪

印

刷

所

井

浪

印

刷

所

井

浪

印

刷

所

井

浪

印

刷

所

井

浪

印

刷

所

井

浪

印

刷

所

井

浪

印

刷

所

井

浪

印

刷

所

井

浪

印

刷

所

井

浪

印

刷

所

井

浪

印

刷

所

井

浪

印

刷

所

井

浪

印

刷

所

井

浪

印

刷

所

井

浪

印

刷

所

井

浪

印

刷

所

井

浪

印

刷

所

井

浪

印

刷

所

井

浪

印

刷

所

井

浪

印

刷

所

井

浪

印

刷

所

井

浪

印

刷

所

井

浪

印

刷

所

井

浪

印

刷

所

井

浪

印

刷

所

井

浪

印

刷

所

井

浪

印

刷

所

井

浪

印

刷

所

井

浪

印

刷

所

井

浪

印

刷

所

井

浪

印

刷

所

井

浪

印

刷

所

井

浪

印

刷

所

井

浪

印

刷

所

井

浪

印

刷

所

井

浪

印

刷

所

井

浪

印

刷

所

井

浪

印

刷

所

井

浪

印

刷

所

井

浪

印

刷

所

井

浪

印

刷

所

井

浪

印

刷

所

井

浪

印

刷

所

井

浪

印

刷

所

井

浪

印

刷

本年中ノ生活必需品物資統制令トアル
昭和十六年十二月十五日勅令第千百三十九号
本年中ノ生活必需品物資統制令アニ切換ラレタルニ付モ
新メテ司レス

高級園藝市御案内

各位皆様の御健勝と御隆盛を御祈り致して居ります
最も賣りよい最も買よい最も感じの良い皆様の取
引市場として御好評を頂て居ります
何卒御誘ひ合され舉つて御參加御出品の程御願申
上ます

市 日

毎月十日午後一時より晴雨不論

會 場

山本苗木検査所

御送荷

福知山線中山寺驛揚

山本高級園藝市場行

地方出荷大歓迎
仕切金即時送金

兵庫縣川邊郡山本

山本高級園藝市組合

電話山本(41020212835570)番

園藝カタログ進呈

草生園植物場

石原五郎

兵庫縣川邊郡山本
振替大阪壹壹五六八番
電話山本三五番

和洋庭園樹木
高級溫室植物
和洋庭園施工
賣店貨鉢用品
卸賣専門
寺田花園營業所
園主寺田半次
兵庫縣川邊郡山本
電話山本二八番
振替大阪壹壹四三七番

終

